大正三年三月九日 第五十七號

海上

No. 57 THE SHANGHAI

大正二年二月十一日
第三種郵便物認可
（毎月曜日發行）

▲目次▼

●滬上小言
●碌々寄書
●主要記事 支那地方財政の困難
上海會審衙門制度（承前）
袁系の二大派と其代表
●時事雜錄 總統內閣制と政局
撫着ぜる二現象
長江一帶の防備
短期外債及長短期內債整理案（二）
●資料 ▽漢字新聞論調
▽支那政府命令
▽各地通信
▽鐵道彙報
▽鑛山彙報
▽借款彙報
▽雜報
▽私人消息
▽上海港船舶出入統計
▽在上海港輸出入統計
▽上海港貿易（上）
▽金融市況
▽各種商況
一一二 一一二 一一三 一一三 一一三 一一三 一一四 一一四 一一五 一一五 一一六 一一六 一一七 一一七 一一八 一一八 一一九 一一九 一二一 一二一 一二二 一二三

滬上小言

●支那地方財政の困難

我等は屢支那財政困難の狀態を論述し、其の救濟策として、支那各地方財政の健全を保持するを以て先決問題となせり

我等は曾て自から親しく湖南省の省城たる長沙に於ける、金融狀態の險惡なる長沙に於ける、財政狀態の險惡なる見、且つ該省の財政狀態亦た頗る不健全なるを知りたり、今山西省に於ける財政狀態の頗る不健全の極に在るを該省の民政長の中央政府に出だせる報告に據り知るを得たり、我等は曾て廣西省の民政長たる張鳴岐の該省の財政狀況を報告せるものを引用し、本欄に於て支那財政の病弊を論述したりしが、其の後或は四川省の財政報告を見、其の他各省の狀態を見聞し、支那の財政改革は根本的に支那內地各地方の財政急務たる事を信ず深く信ずるに至れり、我等は讀者の參考迄に山西省の例証を左に示さんに陳民政長は曰く

革命以來各省の財政は紊亂せしが我が山西省も同樣にして殊に複雜を極め居れる其の由來を考ふるに其の原因三あり、

（一）辛亥九月革命起るや、土匪團に乘じ布政使衙門の金庫を搶掠し且つ同衙門も燒燬せり、故に一切の必要書類を失ひたり、此の年冬李盛鐸民政長榮布政使に任ぜられたるも萬事草創と同樣手を着け難く山西省の收支款項は暫時官錢局を設け、之に經理せしめたるも　其の收入に名目を立てず、領收證を發せず、帳簿に記入せず、其の後周初の民政長榮布政使となるに及びても未だ完備せず、民國元年六月十八日財政司の成立ありしも在來の不始末の結果何等據るべきなく、張瑞璣民政長榮財政司となるも金庫依然底を拂ひ紊卷も亂雜不完全據るべきなかりしなり

（二）張財政司は鋭意改革を圖り、鹽金の廢止せるを復活し、稅捐の苛免せるを再徵し、革命後各處の鹽金局が地方の手に歸し居たるものを省政府の手に取上げ、同時に各縣の財政を調査し大に整頓に取掛りしも當時南京、平蒲、解絳の如き何れも河東の範圍に屬し、悉く河東の官憲に於て收入し、警餉局の設立見蒲、解兩地方の正、雜兩稅は省政府の手に歸すると雖、兩稅は省政府は地方官紳の手に歸し、省政府は嚴しく其の回收を責めたるも今日なほ之を上納せず、又た省北、忻代鹽等の地方も公團駐紮し上納金を費消し居れり、大同地方は接亂後一時元氣消沢せしも秩序整理されし居り而して日外卽ち寒外十二縣は仍ほ綏遠城の範圍に屬し將軍戒嚴令を下し各種の稅金少しも納付を見ず、省政府は如何ともする能はず、卽ち財政紊亂は不統一に基く

（三）前清末葉官吏中飽及び不正の規定ありしは實に財政の紊亂なりしが、幸にして、民國成立と共に此弊風を革めたるも、流弊の存する所は官吏にあらず、紳士に在るに歪れり、卽ち軍務倥偬の際、不肖の官吏端を借り侵蝕するは固より免がれず、然るに改革以後知事多くは經驗に乏しく事なかれ主義を持し出來る丈け地方人士の反對を受けざらんとし、自然財政の實權地方紳士の手に歸せり、詳言せんに地方紳士は地方の事務を借り、任意に官金を流用し、或は兵隊の爲め出費し、且つ使途に名目を明記せず、不實を報じ、上半季、下半季と前後併合と上納するあり、指摘之を責むれば之を担ず　甚しきは縣議會に地方財政に干預するを禁じあるも、之を排して知事の命を奉せず、一切地方財政は革命の爲め秩序久しく亂れ、到底一時に廓清するを得ず、此等の情況は山西に止まず他省皆然り、これ各縣の積弊の深き卽ち財政紊亂の原因となりしなり

右は卽ち山西省財政困難の原因にして前記張民政長が財政司に昇任以來半年間に屢其の責任者の交代を見、如何に財政整理に鋭意なるも其の實を示す暇なかりしも、陳民政長財政管理の命を蒙りたるが故各方面を調査し之に基き今後の方針を定め陳を開陳するに至て冷淡たゞ其の理由は斯ふだ一體我國から博覽會に出す樣な物は先づ生糸に茶に絹織物位だ▲若し之を出品すると素早い日本人はスグ此れに似せて作り出すから我商品の利權は取られる、賣場所は狹くなるれに益々競爭心を起さすばかりで邦交には反つて害があるとは振つて居る▲孫武や湯化龍と云ふ連中が利權外溢だの借款反對だのと盛んに騷いで居るが▲四川都督の胡景伊や雨廣の陸龍二都督に民政長の張鳴岐等は借款しあくてはトテモやりきれないと言つてゐる▲剩けに胡景伊などは、借款に反對するのは昔の爭路拒債を眞似たもので事端を醸す者だと固執してゐるから面白い▲例の熱河油礦は、元來蒙古實業團が開採する事になつてたのを熊希齡が國有にすると云ふ甘い口實で米國に許したのじやゲナ▲コーなると蒙古先生承知せない、行宮の古玩をシテやられても恨もあるし早速遠法侵權として熊を國務院に訴へた▲之れが日本なら海軍問題以上だが、支那ではそーは行くまい▲行くまい所か袁公は熊を全國油礦督辦に任じた位だもの、蒙古人こりゃ、面の皮だ▲趙秉鈞もトウ〳〵斃れた因果は廻る何やらで、宋案に關連した者がダン〳〵斃れるから不思議だサテ此の次は？▲慶親王と云へば尾羽打枯らした亡國の遺物の樣に聞へるが實際は大違いだ▲王は天津に籠居して居るから政府の役人とは手紙の往復もする、意見も吐く▲袁君とは本より國務總理の孫とは親戚だから王の推薦を求むる官僚が門前市を成すと云ふ盛況、ダカラ實入も豊かでホク〳〵ものだと▲流石は支那だ

碌々錄

▲先頃から農商部では邦交を厚ふする爲めとあつて、頻りに大正博に出品の勸誘をしてゐるが當地の當業者は至つて冷淡だ▲其の理由は斯ふだ一體我國から博覽會に出す樣な物は先づ生糸に茶に絹織物位だ▲若し之を出品すると素早い日本人はスグ此れに似せて作り出すから我商品の利權は取られる、賣場所は狹くなるれに益々競爭心を起さすばかりで邦交には反つて害があるとは振つて居る▲孫武や湯化龍と云ふ連中が利權外溢だの借款反對だのと盛んに騷いで居るが▲四川都督の胡景伊や雨廣の陸龍二都督に民政長の張鳴岐等は借款しあくてはトテモやりきれないと言つてゐる▲剩けに胡景伊などは、借款に反對するのは昔の爭路拒債を眞似たもので事端を醸す者だと固執してゐるから面白い▲例の熱河油礦は、元來蒙古實業團が開採する事になつてたのを熊希齡が國有にすると云ふ甘い口實で米國に許したのじやゲナ▲コーなると蒙古先生承知せない、行宮の古玩をシテやられても恨もあるし早速遠法侵權として熊を國務院に訴へた▲之れが日本なら海軍問題以上だが、支那ではそーは行くまい▲行くまい所か袁公は熊を全國油礦督辦に任じた位だもの、蒙古人こりゃ、面の皮だ▲趙秉鈞もトウ〳〵斃れた因果は廻る何やらで、宋案に關連した者がダン〳〵斃れるから不思議だサテ此の次は？▲慶親王と云へば尾羽打枯らした亡國の遺物の樣に聞へるが實際は大違いだ▲王は天津に籠居して居るから政府の役人とは手紙の往復もする、意見も吐く▲袁君とは本より國務總理の孫とは親戚だから王の推薦を求むる官僚が門前市を成すと云ふ盛況、ダカラ實入も豊かでホク〳〵ものだと▲流石は支那だ

●資本金 四千八百萬圓
（內拂込參千萬圓）
●積立金 壹千八百五拾五萬圓
●當座預金 年貳分
●定期預金 三箇月年二分 六箇月年三分 十二箇月年四分
●小口當座預金 月三厘
右小口當座預金ハ最初墨銀五弗以上次ヨリハ一弗以上御預り可申候但シ利息ハ預リタル月ト拂戻スル月トハ五弗未滿ノ殘高ニハ之ヲ付セズ

横濱正金銀行
電話 營業部二七四 輸入部三〇〇七
支配人席三〇〇三

本支店及出張所
臺北、臺中、臺南、基隆、嘉義、打狗、宜蘭、淡水、新竹、阿猴、花連港、澎湖島、東京、大阪、神戸、香港、廣東、汕頭、厦門、福州、九江、新嘉坡
其他各所ニ取引先アリ
上海黃浦灘路第拾六號

臺灣銀行
支配人 江崎眞澄
電話 營業部（二六五一）
支配人席（二三二一）
諸事精々御便宜相圖可申、御用ノ御方ハ支配人席ヘ御電話被成下度候

寄書

●上海會審衙門制度

（承前）

西田畊一

第三節　訴訟手續と會審方法

（ロ）原告支那人對被告支那人に關する民事事件

上海居留地內又は上海居留地外に居住せる支那人が原告となり上海居留地內に居住せる支那人を被告とする民事訴訟は亦會審衙門に於て審理判決せらるゝものにして原告支那人が右訴訟を提起せんとする時は前清時代に於ては單に訴狀（支那語にて稟と稱す）に相當手數料を附し支那會審官に提出せば支那語にて晩堂（支那人間民事々件の裁判法廷）と稱し別に辯護士の出廷なく每日夕六時頃より八九時迄に一人の支那裁判官により審理せられたるも第一革命後會審衙門が上海領事團の監督に歸するや從來晩堂裁判の審理は弊害頗る多きと且つは一人の支那會審官のみにて裁判せしむること公平を欠くの恐ありとして遂に上海領事團は會議の結果支那人間の民事々件にも一人の外國會審官を立會はさしむる事となる右立會の外國會審官は三名にして領事團の選擧により選出せらるゝものにして各國總領事及領事の任意により自國會審官をして支那人間民事々件に立會はさしめんと欲する時は選擧の前首席領事の通牒に基き自國會審官中より一名の該會審官候補者を首席領事に通知し更に右候補者中より各國總領事及領事は三名の支那人間民事々件立會の會審官を投票により選擧投票し票數の順序により三名を當選者として該立會會審官を委囑するものとす右會審官の年期は一年とし重任を爲すことを得滿期毎に右選擧を行ひ該會審官が轉任又は辭任の際は隨時補欠選擧を行ふものとす從つて此種會審官は時々變更することあるも現時の會審官は左の三名とす

Assessor in Chinese Civil Cases
N. T. Johnson, American Assessor.
P. Grant Jones, British Assistant
P. Klimanek, Austro-Hungarian

若し右原被支那人の雙方又は一方に外國人の雇人あり或は右事件に外國人の利益關係ある場合は右外國人の當該國會審官は該外國人の申請により必要と認むるに於ては右事件の審理に觀審として出廷參加することを得、從つて比種事件の場合に時として甚しきは四五名の各國會審官立會の奇觀を呈することあり、若し又支那人間民事々件にして外國人に特別直接重大なる利益關係を含む場合には、右外國人の所屬國總領事又は領事より會審衙門に對し、自國會審官をして右支那人間事件に立會はさしむることを通牒せば、右事件に對しては領事團より選出したる外國會審官の立會あく、右外國人所屬國會審官と支那會審官とのみにて立會審理を爲すことを得、然れども此種の會審方法は特別の理由ある場合に限らるゝを以て頗る少なし、而して支那人間事件に外國人が特別に直接重大なる利益關係を含むや否やは當該國總領事又は領事の判斷によるものにして、各國會審官は之に干渉するを得ざることは領事團の決議により定むる所なり

支那人間民事々件の立會支那會審官は第二節會審衙門組織中に記載したる四名の支那會審官中の一名輪番により出廷するものとす

而して支那人間民事々件の訟訴手續は、各國會審官會議に於て規定したるものを更に領事團に於て審査承認を與へ一九一二年一月三日發布したるものにして、概要左の如し

一、訴狀は會審衙門內なる華務案處（Office for Chinese Civil Cases）に提出し檢察員は之を訴狀簿に登錄し直に支那會審官に送付し呼出又は拘引其他の爲め一應の取調を爲す

一、拘引狀（Warrant）又は拘引狀（Summon）は會審衙門の名を以て發し首席領事の簽印を受け共同居留地警察署の巡捕をして呼出又は拘引に從事せしむ

一、原告は訴狀提出と同時に收支處（Account Office）に訴狀提出手數料（Filing fee）として訴訟額の一分半を納め尙會審に決したる時は更に審理手數料（Hearing fee）として訴訟額の一分半を納む

一、貧窮者は掛員に訟訴手數料支拂ひ難き旨を述べ法廷に於て取調の上至當と認めたる時は特に訴訟費を免除することを得

一、訴訟手數料は判決に何等明記なき限り敗訴者の負担とす

一、帳簿は訴狀簿（List of petitions）及審理簿（Hearing list）の二種とし當初訴狀提出の時は訴狀簿に記入し事件にして會審せらるゝに至れば審理簿に轉載せらる

一、事件の審理は審理簿の番號順によりて行ふ

一、事件に外國人利益を含む場合は上記の如き方法にて當該國會審官の立會を爲す

一、事件の審理に際し輪番外國會審官は審理を注意すべく出廷するも審理に干渉するを得ず但し說明を求め且つ書類の調査要求を爲すことを得（表面の規則は右の如くなれども事實外國會審官は支那會審官と共に審理を行ひ居れり）

一、判決は會審衙門の名を以て發し出廷したる外國會審官の署名を爲す

一、原被兩告又は一方は辯護士を代表者とし雇ふことを得るも被告貧困にして辯護士を雇ふの資力なきこと事實にして其旨を請願せば法廷は原被兩告とも辯護士を雇ひ代表者と爲すべからざる旨を命ずることを得

次て同年八月十六日に更に追加訴訟手續を規定し檢察員より告示せり其規定左の如し

一、辯護士より提出する願書は英文二通及漢文一通を要する外事件に關係ある各被告每に對し英文及漢文にて認めたる願書一通づゝを要すること

二、訴狀提出手數料は訴狀提出と同時に納付すべきものにして右手數料を納付せられざる間は訴狀を受理せず

三、審理手數料は審理期日確定と同時に納付するものとす

四、被告が辯護士を代表者とする事件に關しては被告の答辯書を提出すべし右答辯書の提出期日は別に制限なきも事件の審理期日確定後二日を超ゆることを得ず

五、誤解を避くる爲め本法廷に於ける事件を依頼せられたる辯護士は右依頼を受けたる後直に書面を以て其旨檢察員に通知すべし

六、本法廷に於ける事件の願書通信等は總て檢察員宛に提出して支那會審官又は外國會審官宛に提出せず、檢察員は外界並に支那及外國會審官の中間に於て通信應接の任に當るものとす（未完）

主要記事

●袁系の二大派と其代表人物

一、支那政治上の勢力は從來新派と舊派に分かれたるが袁世凱勢力鞏固なるに伴ひて又之を袁派と非袁派と概稱するに至れり、然れども之を嚴格に云へば非袁派は晉に國民黨（新派）のみならず進步黨（新派）も亦其一派なり尤も進步黨は專ら袁總統の擁護に力めたるを以て袁派と稱し得べきも其實政權に與からんとせる野心より出でたる黨派なれば眞の袁派とは云ふべからず故に該黨は寧ろ非國民黨派と稱する方適切なり詳しく云へば進步黨は同じく新派中の漸進派にして國民黨の如く支那を根底より覆へし米佛諸共和國に比擬せんとする理想派にあらずして支那從來の歷史に基き所謂政治革命を主旨とし支那の革新を圖らんとする現實派なり

此新派中の國民黨は唐紹儀の天津落以來漸次其勢力を失墜し所謂第二革命に際し一敗地に塗れ其首腦者は海外に逃れ其餘黨はクーデター以來北京より放逐され殆んど全滅の悲境に陷れり而して非國民黨派は進步黨を根據とせる他の新派は黎元洪の幽閉と熊內閣の瓦解とによりて其勢力亦殆んど振ふべからざるに至れり、此の如くして民國成立以來發生せる新派の新勢力は事實に於て枯葉の疾風に掃はれたる如く一掃され今や支那政治上の勢力は已に全部舊派の有に歸するに至れり

然れども新派の國民黨非國民黨の勢力失墜と共に自然の趨勢は舊派中又復た老官僚と新官僚の二大派別を

日清汽船株式會社

上海出帆（漢口行）
每週月木夜半浦東棧橋ヨリ發
每週火土夜半郵船棧橋ヨリ發
電話（輸出宿直 四七五 輸入庶務 一三四九 船客 三二五六）

上海支店
黃浦灘路第五號
電話（浦東棧橋 四七四 監督 一八七四 內河 一〇八七）
漢口宜昌線 一ケ月六回
漢口湘潭線 一週二回
漢口常德線 一週一回
九江南昌線 一月三回

○本店 東京市銀座通二丁目七番地
○大倉益昌碼頭（浦東事務所（電話三〇七九）
上海九江路第拾七號 第拾八號

株式會社 大倉組 上海支店
電話（輸出石炭 八〇六 輸入會計 二八八六 支店長室 三〇一四）

發生せしめたり即ち老官僚は前清時代に於ける軍機大臣、尚書、侍郎、督撫等の人物を指し新官僚は前清時代に於ける官位卑く資望淺かり少壯官吏にして民國の世となり一躍して高位高官を得たる連中を指すなり而して新官僚派は老官僚派の抬頭を大に好まざるの傾向を有し居れり蓋し當時の老官僚は多く新官僚の長官なりしかば若し老官僚にして出でゝ政權を握らば新官僚の位置自ら奪はるゝを以てなり然り而して今後の政治方面に於ける兩者の間に必ず齟齬を來すに相違なかるべし而かも尚ほ熊、汪、梁等の別派新官僚あるに加へて政權に近づくを得ざる在野の不平連即ち學生派清流派（新老兩官僚一括して官僚と叫び大に之を排斥し居れり）もあるに於ては此袁系二大派の優劣と推行とを見るは此際尤も肝要なるべし

既に袁系中の二大派を說きたるが更らに進んで此二大派の代表人物を窺ふに我等は老官僚派の代表人物を徐世昌となし新官僚の代表人物を梁士詒となすの至當なるを信ずるものなり何となれば熊內閣瓦解後の梁の勢力一層增加され徐世昌の總理就任說一層高まりたると同時に此二人は何れも袁總統に取りて缺くべからざる人物に相違なければなり、徐は袁總統の義兄弟にして袁とは切りても離れざる間柄にあり且つ民國の政治に最も重要なる今日の軍人社會を纏むるの資望を有せり尤も文人出身者たる徐に軍人社會を纏めむる資望ありとは少しく不穩當の嫌ありきにあらざれども今日の軍人は曾つて彼の部下たりしもの多く（徐若し部下にあらざるに相違なる關係あるを知らば別に之を怪むに足らざるなり即ち徐が初め小站營務處總辦となり練兵處提調となり陸軍部尚書となり郵傳部尚書となり東三省總督となり最後に軍機大臣に迄昇進したる經歷と資格を有せしは之を證し得べきなり而して彼は現在の政局中に於ける勢力ある楊士琦、許世英、陸宗輿等の乾兒を有し且つ近時復古的政治現象現はるゝに伴れ政權を握る老官僚を羅致するを得るの運命を有せり又以て徐の勢力の偉大なるを想見するに足るべし

梁は袁總統に知られたること固より徐に遲れたるも鐵路總辦郵傳部右丞に過ぎざりし梁は又其資格に於ても徐と比較し得ざるあり然れども彼が袁總統に信賴され居ることは徐と同一なりと云はざるべからず而して梁の智に富み事務に敏なることは到底徐の企及し能はざる所にして梁が民國成立以來今日に至る迄働きし其技倆は袁總統に取りて殊に信賴すべき智囊たるを證明せり、梁は由來總統府秘書長を以て甘んじ陰にありて働き陽に立たず實際に力めたり（善云へば虛名を貪らざる人物也）故に彼は常に自己の潛勢力を植へ付くるに腐心し交通財政兩部中には彼自己の乾兒を入れたり故に嚮きに熊內閣或り熊財政總長を兼任し交通銀行を奪ひたる際も梁の潛勢力は依然として存したり現に熊內閣瓦解の原因中十の八九は梁の潛勢力の拔くべからざるものあるが爲めなりと云ふにあらずや、而かも熊內閣瓦解後の梁は周自齊（周は本山東人なるも廣東に寄留以來三代目にして梁との交甚だ厚し）を財政總長に推し前清度支部時代の連中を聯絡せしめ、朱啓鈐廳に於ける討論の結果は愈總統內閣制を可とするに決し之を袁總統に呈復する所ありたりと報ぜり即ち其要點を擧ぐれば左の如し

一、諸外國の先進共和國の情勢に徵するに斷じて內閣を廢除すべきの理なし今次米國制に倣ひて內閣總理を置き國務卿より之を兼任して大總統の意旨を承け行政辦理の責任を表示すべし

二、總統制の弊害は大總統自ら外交の衝に當るに在り若し內閣總理を置く時は則ち廻旋の餘地あり

三、大總統が國民に對して直接責任を負ふは其煩累勝ふる處にあらず尙ほ內閣をして其責務を負はしむるを可とす但し大權は大總統より之を把握す

尙ほ同じく總統內閣制論者中政界の說として傳へらるゝもの二派あり今其內容を見るに即ち左の如し

（甲）內閣制は廢棄せらるゝ尙ほ總理あり而かも之は其名のみにて特に一席を設くるにあらず亦何等の職權なし永遠に或一部の總長を以て之を兼任せしむべし

（乙）各國務員の外に特に總理の一席を置き一人を以て之を兼任せしむ、其今日の內閣制に異なるものは唯國務院廢止にあるのみ、更らに約法上特に總理は總統に對し責任を負ふことを明白に規定すべし

顧問側の主張と政界側の主張は詮する所總統制を否認するに一致せり只前者は總統制を否認する理由を述べ內閣制を廢止するの理なきを云ふと後者は總統內閣制を採用せりと前提して云爲せる迄の差あるに過ぎざるなり、然れども後者主張の命意の在る所を仔細に窺へば此間大に魂膽あるに似たり何となれば（甲）と（乙）の兩主張は何れも日今の政局に大影響を與ゆるものありと思はるればなり是を以て政界側の總統內閣制主張は將來に於ける立法上の問題と云ふより寧ろ現在に於ける政略上の問題と見る方適切なるべし、即ち熊汪梁の三總長辭職後に於ける現在內閣は總統內閣制の決定如何によりて其壽命の長短をトせらるゝ譯なれば自から其主張の命意を發見すべし之を詳しく云へば甲說の採用とあらば現在の國務員は何等の變動を來さず持續し得るも乙說の採用とあらば總理は內閣制總理の職權なしと雖も政府組織に對しては必ず虛名の傀儡たるを得ざることゝなればあり、我等が甲乙の兩說を政略の問題と見る又故なきにあらざるなり、然れども元來熊汪の辭職の已を得ざるに至りしは梁士詒一派が財政交通等の要部を得んが爲めの畫策に外ならずとすれば今の閣員は自衛上甲說の主張に勇往邁進するや必せり

要するに去五日の北京電報に見ゆる如く內閣制問題既に約法會議の決議に付せらゝことゝあれりと云ふ以上何れにしてもうれ迄の現政府は此問題に左右されざる譯なり、只だ此に注意すべきは立法上の問題と政略上の問題を混同し居れる一事是なり然れども支那に向つて今更ら立法上の問題を以て何かと注文し何かと非難するは野暮なるべし復た何を云ふの要あらんや

時事雜錄

●總統內閣制と政局

▲畢竟是れ政略問題▼

我等は本誌第五十五號を以て總統內閣制と袁氏と題し總統制主張の一步進んで總統內閣制の主張に轉移し來れるを云ひ之が論評を試みたるが果して預想の如く最近政界の消息は概ね總統制主張の消滅を傳へ今や全く總統內閣制の主張に趨るの形勢となれり、而して二月二十七日の顧問

●擅着せる二現象

擅着せる二現象として我等の怪異に堪ざるは近時勃發し來りし次の問題ありとす即ち實業の振興財政補救の目的を以て企畫せられたる漢冶萍借欵及び北支那油礦共同經營は端しくも所謂五省聯合會の猛烈なる反對に遭ひ政府當局は是等二件に關する商議の進行を阻礙せられたる形迹あり、惟ふに是等の反對論者は皆あり自國が享有する利益の少なきを言ひ將來必ず之れが爲め利權を喪ふべきを慮り以て唯一の借欵及び共同經營

栗生洋行
經理　川岸　藤太夫
諸公債株式
定期現物賣買
有價證券信托
取扱
華總董　朱　葆　三
華經理　李　經　方
副經理　周　健　吾
買辦　李　匯　東
上海九江路A壹號
電話貳〇壹六貳六貳六

●煤　炭
●製　紙
●電　銅
●棉　花
●布　疋
●棉　紗
●湖北水泥
上海四川路五五
三菱公司上海支店
電話一九二〇◎二九六四

反對口實とあせるが如し、由來當國の如き危急の狀態にある國家にして誰れか自己の利益を保留せずして貸款放資を爲す者あらんや、當國の反對論者が一も二もなく條件が不利なり、之れ利權を喪失するものなりなどゝ云ふは徐りに虫の善き話なり、然れば我等は斯の如き反對運動を以て私利私益より打算せられたる策士的謬論として齒牙にも掛けざるなり、

然るに一方斯くの如く借款反對の運動盛なる時に當り、借款必要の聲の起れるを聞く少しく奇異の感なきを得ず、誰れか之の說を爲せる、一は四川都督胡景伊、同民政長陳廷傑等が前きに六百萬の興業借款を爲さんとして同省出身の在京者蒲殿俊羅綸に妨げられて果ざりしに對し今日の四川省は財政を敏活ならしむるに非らざれば何事も爲す事能はざるなり、我省の現狀に就て財政を敏活ならしむるは借款を爲すに非らざれば他に策無し、今の時に於て此の借款に反對するは前年の爭路拒債の故智に倣ひて蛊惑を逞せんとするものなり、願くば政府は地方官史の苦心を洞察されん事を云々

次に去る五日の廣東電報に據るに廣西都督陸榮廷、同民政長張鳴岐は廣州に於て龍都督と會し兩省の財政問題を協議したる際遂に次の結論を見たりと云ふ即ち

現下兩省の財政困難の窮狀より救はんとせば外債を仰ぐの外他策なし

且つ省内各地より現銀の運出を禁じ民士には強いて紙幣を使用せしめつゝありと云ふ

財政の紊亂其の極に達し而かも之れが清理改良を爲す事能はざる今日其の窮乏を救はんとせば勢ひ借款に約を取消さずして官商合辦と爲さんか漢冶萍會社は復た我國の所有に非らざるべし云々

由來事件の眞相を究めずして矢鱈に利權呼はりを爲して喧騷するは支那人の特色なり、而して喧騷に比して効果を收むる事少きも亦特色なり支那人士か大局より打算し愛國の至情を以て利權の擁護を爲すは可なれども徒らに自己の名譽利益の爲め輕佻なる外人の慫慂に乘せざるゝが如きは採らざる所なり、敢て問はんが何を以て此次の漢冶萍借款は利權を喪失し其の所有權を他に移すものと道する所ありしが、其後の此の問題に對する反對運動—利權回收運動—は如何の情態に在るか一瞥し置くの要あり

回收運動の中心ある所謂五省連合會（直隸、山西、陝西、湖北、江西）は孫武、湯化龍、孫洪伊、梁善濟等を首腦として猶反對說を主張皷吹しつゝあるも、其北支那油礦問題に關しては當事者たる農商總長張謇の聲明により、該油礦を抵當として借款するものに非らざるを確めたるに因り幾分反對の氣勢を殺ぎ彼等は鋒を轉じて一意漢冶萍借款に肉迫し來れり、月の三日彼等は漢冶萍會社の七日株主大會を開くを以て該株主及び全國に通電して曰く

盛宣懷は農商部の許可を經ずして擅に日本より一千五百萬圓を借り入れたり、其の契約條款の苛刻にして權利を喪失する事多きに拘はらず近く株主大會を開き曖昧の裡に通過せしめ私腹を肥し且つ當局と聯絡して官商合辦の名目に依り陰かに責任脫却の地歩を作らん事を冀ひ居れり、此次の契約條項を視るに會社の利權は全く喪失し、將來必ず破產すべし、若し此の契約の存する所は彼等には猶其の目的を貫撤すべく最近北京に在りて五省聯合會中心となり實業研究會なるものを組織したりと云ふ、其の詳報は未だ接到せざるも此次の漢冶萍問題と油礦問題を主として實業政策に在るものゝ如く、先づ彼は油礦問題に關し

（一）油礦合資經營に就ては支那側の所有株少く失敗の嫌ある事

（二）六年に至て回收するは期限長き事

（三）實業の開放は何を以て限度と爲すや

の三點を具し孫武、湯化龍等代表と爲り袁總統に會見して意見を陳述したりと云ふ、本案の出現以後張謇は輿論攻擊の標的となり既に決意辭職を出願せしも袁氏の慰留により僅かに職に留まれりと云ふ

●其後の利權回收運動

我等は前號に於て北支那石油礦問題と漢冶萍借款問題とに關し聊か報

斯くの如く反對運動は猶盛なるが如きも事外國に關係し大勢亦漸く決定せるを以て彼等が熱心なる運動も目下の形勢よりすれば果して効果を收むべきや頗る疑はしきものあり

（三月六日）

●長江一帶の防備

袁氏は第二次革命の討平後長江流域一帶には其の肱股を配置し援亂の預防に意を用ふる事甚しきものあり、試に長江流域一帶に於ける駐防の情況を見れば

▲湖北　都督　段芝貴
▲漢口鎮守使　杜錫鈞
▲荆州鎮守使　丁槐
▲湖南　都督　湯鄉銘
▲湘西鎮守使　田應詔
▲洞南鎮守使　趙春廷
▲常澧鎮守使　王正雅
▲長岳鎮守使　伍祥楨
▲九江鎮守使　劉槐森
▲贛南鎮守使　李廷玉
▲贛北鎮守使　陳廷訓
▲安徽　都督　倪嗣仲
▲皖北鎮守使　倪毓棻
▲大通鎮守使　鮑貴卿
▲江寧鎮守使　馮國璋
▲江蘇　都督　王廷楨
▲蘇州鎮守使　殷壽鴻
▲上海鎮守使　鄭汝成
▲松江鎮守使　楊善德
▲鎮江鎮守使　施從滨
▲徐州鎮守使　張文生
▲江北護軍使　蔣雁行
▲長江巡閱使　張勳

等にして何れも袁家の郎等若しくは關係深き宿將にして實に鐵桶の防守なり、然るに白狼の河南の一角に崛起して其の蠻威を逞うし疾風電擊安徽の西北を掠め更らに河南の東南を侵すや茲に中州の混亂を爲り七省の兵を擧げて之れが討剿に勉め東南沿江地方に幾分空隙を生ずるや兼ねて形勢と機會とを窺ひつゝありし國民黨殘黨の一派は已倒の頹勢を挽回せんとし長江の各地に亘りて秘密に侵入し事を策せんとせるもの少なからず、今官憲に據り發見せられたるものを擧ぐるに

（一）安徽　に在りては孫黃の依託を受けたりと稱する陶基才、趙宣章、方汝璣等の拿獲せられしかあり、彼等は安徽に在りて白狼を援助し安徽討袁義勇團なるものを組織せるなり

（二）江蘇　清江浦に在りては黨人方其輿竊かに土匪を糾集し軍隊と聯絡し楊州の解散兵を集め楊州にて事を擧げんとせる

（三）湖北　にては武昌城内斗級營街の某信局内に黨人の機關を置ける事發覺し車繼武、李柏懷等十名の斬決られたる

（四）湖南　にては洪江會哥老會江湖會の勃發せる

其他上海、蘇州、鎮江、江西等の各地に於ては所謂亂黨の僭在機を窺ふもの決して少なからざるを報ず、然れども長江沿岸の五省に亘り都省以外兵權を有する巡閱使護軍鎮守等の

古河合名會社
上海支店
北京路第三號
電話二一六九

礦物分拆所
ハスケル路第三十九號

今般上記の處に分拆所新設仕り專ら礦石分拆及び礦山鑑定の貴需に應じ可申候

營業種目
●輸入　綿糸　綿布　雜貨
●輸出　綿花　肥料　絹綿廐布

紅　伊藤洋行
上海福州路十五號
電話二二四三四
二九八八

紅　伊藤洋行
漢口湖北路十九號
電話二八八

本支店
大阪、神戸、京都、東京、一之宮、京城、上海、漢口、馬剌尼

各使を置く事十有九、假令彼等反對黨にして斯くの如く所在に事を起すも今の時に於て此の防備を突破して形勢を變せしむる事は容易の業にはらあず、況んや大勢漸く一に歸し秩序整ひ彼等の勢亦區々たる結社的團體に過ぎざるをや、彼等の爲に計らば徒らに噪急事を繁くし輿望を失ふより隱忍時機を俟つの賢なるに如かざるなり

資料

●ブレドンの氏 支那關稅改正論（七）

第三篇　釐金論（承前）

▲釐金の廢止　是迄の所論により本文の記者は支那に於ける商品に對する內地の課稅制度は不滿足なるものにして支那の最良の收入は之れが爲めに害を受け、外國貿易及び外國商人等は此課稅を實行せらるゝ爲め妨害を受け居るを明白にしたり且つ又た此の問題の全部をあげて支那及條約國各國雙方の利益の爲め再考するの必要ある事をも明白にしたり

茲に於て本文の記者は進んで云はんと欲す、此の問題たる緊急の問題なるを以て支那の關稅改正は此の問題の解決を見ざれば到底完全の改正を見る能はざるなりと而してたとへ支那が今日此の釐金の廢止を此の際主張せざるも條約改正の要件として此の廢止を申込（プロポーズ）むべし否か寧ろ要求（デマンド）すると云ふを可なりとするものなり、此の如き要求は決して不條理にあらずと云ふ其の理由は一九〇一年の英國と支那との條約第八條の始めに支那自ら此の事の條理あるを承認し居るにあらずや即ち

「支那政府は生產地に於ける貨物又は通過の途に在る貨物若くば到達したる貨物に對し釐金其の他の稅を課するの制度は貨物の自由に運轉せらるゝ妨げ並に貿易上の利益を害するものなるを承認し茲に第八條に記述したる制限に基き收入中の此等の方法を全部撤回する事を實行すべし」

此の事たる支那其者の爲めに必要なる次第にして、第一篇に於て既に記述せる如く盛宣懷の如きも亦た支那の完全なる豫算を作製する爲め外國貿易に對する課稅の問題が先づ決定せられこれよりの收入高が豫算し得らるゝにあらざれば到底之を作製する能はざるありと云へり、而して此の言たる今日と雖もあほ且つ十年前同樣に間違なき事實なり

▲外交手段　關稅問題の最後に生じたるは一九〇一年にして當時英國は支那に於ける自國の貿易が他の列國に比し最も優勢あるを以て自國のみにて他の利害關係ある條約國と少くとも表面上何等協議をもあさず單獨に交渉を開始せるが之れは此くの如なせるは政策上其の當を得たるものとなしたるが爲めなるべし、支那の爲めには此の如くにして先づ支那に決し能はざる事も承知され居たりしあり、此の事情ありし理由は本文の記者最もよく之を知る所なり、本文の記者の見る所によれば此の第八條は果して既に記述せる如く多くの困難あるに對し何等か展開の途を示し居れりや否に基きて此の効果如何を見るを得べきにあらずやと云ふものなり

兎も角も此の第八條は一定の原則を定むるに有益なる目的を達し居れり即ち

一、支那は輸入附加稅（イムポート、サータックス）の支拂をなしたる外國貨物に對し全然內地稅（インランドタックス）を廢止する手續をあす事

二、英國は支那が此の改正をなすに同意し且つ之を援助するを約する事を承諾すべき事（而して其の實行を信じて之を承諾したる事を希望ざるを得ざるなり）

三、從價七分五厘の附加稅を支拂ふ事は不條理にあらずして英國の貿易は此の負担に耐へ得べからざるにあらざる事

當時の交渉談判委員中には有名なる英國商人あり、上海輸入業者の主要なる人あり、又た支那に在りし英國官憲中最も有能にして且つ通商上の事につき最も經驗ありし人あり、之に加ふるに英國の通商部（ボードオブ、トレード）の代表者ありたる故右の原則は以て英國の貿易上の利害の充分に考慮され居るを知るに足るべきなり

其の當時に際し本文の記者は當時此の如くにして出來上りし規定が頗る粗雜のものなりとしても將來之を良好あるものならしめ得るの道あらん事を希望したりしなり、即ち右の原則を基礎とし更らに此の基礎により全般の問題を解決せん事を希望せしあり、當時本文の記者は此の問題に興味を有し居たる故當時の交渉談判委員諸君の爲め關稅改正の問題に關して其の意見を記述し參考の爲め提出したるが、右意見書を今日に於て再讀せるに是は當然なすべき事項の要領を知るに足るものあるを見るあり、而して右第八條も若し此の意見書の主張せる所を加へしならんには更らに完全なるを得たるならんと思はる、右の意見書は今日もなほ支那官憲に於て之を精讀するの要あるべきを思ふ、而して右の意見書は支那政府の記錄中に存し居るべき筈なり

（未完）

●短期外債及長短期內債整理案（三）

前々號に於て短期外債及長短期內債の整理方法として能希齡の說明を掲げたるが今短期外債表を示せば左の如し

一、短期外債表

名稱	金額	國籍	担保品	利率	還濟期
外交部借隆興公司借款	三七、四三三兩三志二	英、佛	國庫券		二年十二月二十六日
同	四〇、〇〇〇磅	英、佛	關庫券		二年十二月十日
同	三七、三三三磅六志二	英、佛	國庫券		三年三月二十六日
陸軍部借怡太洋行借款	元利 一、六六二、七二六兩一錢八	英	八厘公債票六十萬元		
海軍部借阿模士船廠看船費	一、六六三、六六六六志六	英	國庫券		三年四月十五日
同	七三、四三〇磅	英	國庫券		三年十一月三十日
同	六、〇〇〇磅	英	國庫券		三年一月廿八日六月廿八日
海軍部借威克斯廠船價借款	三〇、三九九磅三志三	英	國庫券		二年十二月一日
同	三〇、〇九九磅六志四	英	國庫券		三年一月一日
同	二九、六九九磅七志	英	國庫券		三年一月三十一日
同	二九、六三七磅二志	英	國庫券		三年二月二十八日
海軍部借阿模士莊廠砲彈價	二六、三七七磅	英	國庫券		三年七月二十六日
同	九五、八四六磅	英	國庫券		三年四月十五日三萬 二千磅十月十五日 三萬二千磅 四年四月十五日三萬 一千八百四十五磅 二年十二月二十二日
陸軍部禮和洋行借款	元利一、三四〇、〇六六萬四六	獨	期票		

東京海上保險會社
明治火災保險會社
日本火災保險會社
共同火災保險會社
東京火災保險會社
代理店
上海　三井洋行
（電話一八一七）
文路第壹號
申込所　山口商店
（電話三四五九）

日本海上火災運送保險株式會社
資本金　三百萬圓
諸積立金　貳百參拾萬圓
上海支店
上海英租界漢口路A第九號
（電話一三五六番）

同　元利一、三五二、三二〇　馬四六　獨　期票　二年一月二十八日
同　元利一、〇〇二、〇四二　馬六　獨　期票　三年二月二十八日
同　元利一、〇一二、八五五　馬四〇　獨　期票　三年三月二十八日
同　元利一、〇〇二、四九九　馬六四　獨　期票　三年四月二十八日
同　元利　九七、〇四三　馬六元　獨　期票　三年五月二十八日

（未完）

●第四期上海貿易（上）

一九一三年第一期（自一月至六月）の上海貿易は本紙第十九號に第二期（自四月至六月）は第二十九號及び第三十號に而して第三期（自七月至九月）は第四十六號及び第四十七號に其の大要を說明せり今同年第四期即ち自十月至十二月迄の上海貿易に干して上海海關の報告に基きうの大要を左に記述せんとす、此の期間は即ち所謂第二次革命の爭亂後を受けて時局漸く平靜に歸し、一般に商況頗る良好ならん事を期待せしが輸出貨物の出市遲れしと金融狀態依然不良なりし爲め充分なる景氣を見る能はざりしも、なほ將來の平和が確保せられし感を一般に有するに至り安心して仕事をなし將來貿易上活氣を呈するに至るべしとの信念を有し得るに至りしなり、此の期間の貿易上の數字を見るは頗る興味ある次第なり、（本文に兩とあるは總て海關兩なり）

▲上海海關の收入

今左に此の第四期に於ける上海海關の收入狀態を一九一一年及び一九一二年の同時期の收入狀態と比較せんに

上海海關第四期總收入

	一九一二年	一九一三年
	兩	兩
輸入稅	三、九九一、六三二	四、八七七、五三二
輸出稅	三、〇四〇、八六一	三、九九一、六三二

右により、一九一三年第四期の上海貿易がたとひ本景氣と迄はならざりしにもせよ當時の狀勢不利なりしにも關せず良好の成績を擧げたるを見るに足るべきなり、今其の內譯を示さんに第一輸入稅は

	一九一二年	一九一三年
	兩	兩
第二輸出稅	一、四四〇、八六一	三、五六六、九〇六

を見るに

	一九一二年	一九一三年
	兩	兩
右輸入も輸出も前二年の同時期に比し頗る多數の收入を增し居るを知り得べきなり、	四、七一〇、一〇六	七、四四〇、〇四二

右を他の海關收入の項目につき說明せば、

	一九一二年	一九一三年
沿岸貿易稅	二、四三、六九九	七、三、三三六
阿片稅	一、四五、一四三	一、四五、一一六
噸稅	六、八三五	三、四三、一一七
外國船	三〇一、四七三	三、三一、六五四
支那船	六、四三一、九	六、八三一
通過稅	三、四三、一一七	三、四三、一一七
進口	七、〇七七	八、九九七
出口	二、七七、五三二	二、〇三三
阿片罰金	二、七七、七六五	九、七六五
右は各項とも孰れも其の數を增し一も減じたるを見ざるなり、而して殊に最も注意すべきは阿片稅及び罰金の著しく增加したる點にあり	四三、二一四	三六三、〇五四
今又た常關（ヂーチーブ、カストムス）の收入を見るに	六四〇、九〇八	六四〇、九〇八

	一九一二年	一九一三年
	常關兩	常關兩
輸入稅	一、九一一、一一一	一、九一一、一一一
輸出稅	二、四三、一一一	二、四三、一一一
噸稅	三、一一一	三、一一一
罰金沒收品	一、一一〇	一、一一〇
合計	三、五九、九九八	三、五九、九九八
海關兩	四、八七、九二一	四、八七、九二一
常關の收入に於ては輸入の增加あり、間に輸出は減少を示し居れり、又た噸稅並に罰金沒收品の收入も減少し居り合計も從つて減少したり	四、八三、三四四	四、八三、三四四

▲重要輸入品

今左に重要輸入品中日本品と明記しある各商品の狀態を見るに

第一　綿布類

△グレー、シャーチング（晒金巾）

	一九一〇年	一九一一年	一九一二年	一九一三年
米國品	二、五〇〇	正	正	正
英國品	一、一一〇、一〇元	一	一	一
和蘭品	一	三、一一〇	一	三
日本品	四、七一四	六、三八六	六、七四〇	八、〇六六
日本品	四四〇	一	一	五、〇〇一

右によれば一九一三年第一、第二及び第三期に於ける如く一九一三年に日本品輸入逐次增加の狀勢を示し居れり、即ち第一期に三、五〇〇疋第二期に二、一〇〇疋、第三期に三、〇三〇疋の日本品輸入せられしを以て日本品の一九一三年間に輸入總高は一三、六三一疋の多額に上りたる次第にして印度品和蘭品は輸入なく和蘭品は一九一一年に三、七二〇担の輸入ありしのみ米國品亦た云ふに足らず、英國品のみは依然として頗る多額に輸入し、且つ其の數量も頗る增加の狀勢に在り

△グレー、シーチング（晒粗布）

	一九一〇年	一九一一年	一九一二年	一九一三年
米國品	三四、六〇〇	三六、三〇〇	三六、九四〇	正
英國品	一	一	一	三、六〇〇
日本品	二、〇四〇	四、六四〇	三、四六〇	三、六六六
英國品	一、一一〇、一〇元	三、五〇〇	三、四三〇	三、五六六

△ドリルス（續木綿）

	一九一〇年	一九一一年	一九一二年	一九一三年
米國品	九〇、二五五	一〇、二一〇	六、八四五	四四、七三
英國品	一五〇	一	一	正
米國品	六、九六六	五、四四〇	三、九六六	七、〇八六
日本品	四、九四〇	一四、五四〇	一、〇〇〇	七、一五五

右の外に和蘭品は一九一〇年に二、五二一〇疋ありしのみ、米國品最も多く輸入せられ日本品之に次ぎ英國品は第三位にあり、日本品は第一期に三九、七六〇疋第二期に三五、二七〇疋第三期に五四、七六〇第四期に七〇、七〇四疋即ち一九一三年に合計二〇〇、四九四疋の輸入ありしなり、

▲ジーンズ（細綾木綿）

	一九一〇年	一九一一年	一九一二年	一九一三年
米國品	三、〇〇〇	正	正	正
和蘭品	八、五四〇	三、四一〇	五、〇〇〇	三、八〇
日本品	一、八七六、九五一	一、四四、九六六	一、九〇、四四〇	一、四六、九六六
英國品	一、一一〇、一〇元	一、一一〇、一〇元	一、一一〇、一〇元	一、一一〇、一〇元

英國品最多額米國品之に次ぎ和蘭品亦た相當にあり、日本品も漸次輸入を見るに至り、一九一三年に於ては第一期に三、四〇〇疋第二期に輸入なく、第三期に四、三〇〇疋あり、即ち一九一三年には第四期の二、一〇五一疋を加へて合計九、七五一疋の輸入を見たり、

▲ティー、クロス（天竺木綿）

	一九一〇年	一九一一年	一九一二年	一九一三年
日本品	一、四四〇	二、一四四	一、六四〇	三、一四〇
英國品	九、三四〇	一、一四〇	一、四四〇	一、一四〇
印度品	一〇、八〇〇	一、三六〇	一、四四〇	一、三六〇
日本品	一	一、三六〇	一、三六〇	一、三六〇

和蘭品は一九一二年に二四八疋の輸入を見たるのみ英國品依然最多額の輸入あり、印度品は相當の輸入あるも日本品は堅實に支那市場に地步を占め得て漸次增加し居れり、一九一三年には第一期に三〇、五三六疋第二期に二八、八〇〇疋、第三期に二〇、三三二疋、第三期三、九九九疋、第四期三、八三七二疋即ち合計一一九、〇一一疋の輸入を見たるを知るべし

第二　ハンカチーフス（手巾類）

	一九一〇年	一九一一年	一九一二年	一九一三年
外國品	九、七三四 打	三、七四四 打	二、四四四 打	四四四 打
日本品	一、七九六 打	八、九六八 打	一、一五五 打	四、〇四 打

外國品の輸入が年々增加し居るに反し日本品の漸く減少を示し居れるは注意すべき事あり、一九一三年に於て外國品は第一期二〇〇、三五二打、第二期二七八、二一八打、第三期三一八、八二七打、第四期一九二、四四三打即ち合計九九〇、八四〇打ありしが日本品は頗る不振にして第一期七、〇八三打、第二期一〇、五一六打、第三期四五〇打、第四期五、五〇四打即ち合計二二、五五二打ありしのみ

第三　綿絲類

	一九一〇年	一九一一年	一九一二年	一九一三年
澳國品	一、九一五 担	一、九一五 担	一、九一五 担	一、九一五 担
英國品	二、六 担	三、四四 担	一、一〇〇 担	一、一〇〇 担
香港品	一六、八一九 担	一、四四、四四〇 担	一、四四、四四〇 担	一、四四、四四〇 担
印度品	一、四四、四四〇 担	一、四四、四四〇 担	一、四四、四四〇 担	一、四四、四四〇 担
日本品	一、四三、六四六 担	六、一四、一四六 担	一、四四、八四四 担	一、四四、九六六 担

日本品と印度品とは本品の主要輸入品にして本年に於ける兩品の輸入狀勢を示せば左の如し

	第一期	第二期	第三期	第四期
印度品	二、六六六、三四六 担	二、六六六、三四六 担	二、六六六、三四六 担	二、六六六、三四六 担
日本品	二、八三三、三四六 担	二、四四、四四六 担	二、四四、四四六 担	二、四四、四四六 担

即ち印度品は六五四、一七四担、日本品は五六二、二三二担の輸入あり次第なり、又た澳國（オーストリア）品の近時輸入し始めしに注意すべきなり

第四　朝鮮人參

	一九一〇年	一九一一年	一九一二年	一九一三年
廣人參	正 斤	正 斤	正 斤	正 斤
生人參	三、六四〇 斤	二、四四〇 斤	五、四四〇 斤	三、六〇 斤

右は共に日本品のみ輸入し居りて廣人參は近年輸入高を增加し居れり一九一三年に於ては第一期九、五〇九斤、第二期三、一五〇斤、第三期二、七四四斤、第四期三、六九〇斤即ち合計一九、〇九三斤あり、又た生人參は第一期三五、七〇八斤、第二期四、一〇三三斤、第三期三、九九九斤、第四期三八、三七二斤即ち合計一一九、〇一二斤の輸入ありたり（未完）

日本郵船株式會社

本社　日本東京

所有汽船八十餘隻　總噸數三十二萬噸

上海出帆

歐州行　二週一回
米國行　二週一回
香港行　一週一回
日本行　一週二回以上

其他日本各港濠洲印度朝鮮支那等諸航路有り

日本郵船會社
上海支店長
石井徹

南滿洲鐵道會社
大北汽船會社
大北鐵道會社
代理店

アサヒビール

大日本麥酒株式社會釀造

代理店
上海
三井物產會社

文苑

甲寅孟陬二十日公祝唐太子少傅刑部尚書致仕樂天白公生辰竝仿香山故事續舉九老會予年未七十叨陪末坐勉綴長句以志一時觴詠之盛

劉語石　炳照

公生壬子今甲寅。
我生千二百年後。
詩人齊集海之濱。
心香爇公公靈察。
公生兩歷甲寅年。
大厤九與太和八。
連年分秩在洛陽。
罷府歸居履道坊。
潔身不與黨人彰。
六十三翁頭似霜。
七老儻會衍成九。
杭襟酒痕吳袖詩。
洽桑厦麗名不朽。
今夕爲公開壽筵。
二十二人名附傳。
蘇隱年八十一。倉石年七十有一。子修年六十有七。子有一子。繩孫年齊年。村伯仲。
南閣祭酒許叔重。
藝風蹤所年均七十有一。後
子有一子。
未招飲有電發。
汪君湖名年七十有一。
桃花潭水深。
情共。
我年七十少二年。先作主人後作賓。
東道人驛承同祝。
備九老之數推爲客易禁蔽然人。
我公千載心相印。同是天涯淪落人。

續翁先生營邸舍依山臨水時集文士觴詠其中前吾國瞿止盦中堂書釣耕園三字額今構思玄亭托松崎柔甫兄命余譔詩紀之率成七律二首即請教

葉煥彬　德輝

道書冥契在空玄。
海外九州隔塵世。
新營亭館通琴室。
老室蓬萊何足羨。
二
三見滄桑笑此身。
道色蒼蒼仰問天。
白邊山鳥住神仙。
大有溪山勝輞川。
知君身慕悟眞詮。
中朝多是草玄人。

漢字新聞論調

▲國民は外債を利用し匕國の禍を免るべし（新聞報）

今日の吾國は全く外債立國の時代にして新政府成立以來は殊に給を外債のみならず民間に於ても借款に仰がざるべからざるの有様となれり看よ山西の石油すら自國人入り以て開採するが甚しきは爲替を專務とする山西銀行すら五百萬兩の外資を借りるに仰ぐに至れり實に以て驚くべきも事此に至りて徒らに懸念し戚けるは愚の至りなり吾人は吾國の今日の事情恰も舟行が如く已に漩渦中にあるを思ふ今日吾國は舟中のもの、同心協力によりて始めて危險を免れ得るに氣附かざるべからず故に吾人は徒らに意氣を挾み外債と國を叫ひなほ却つて惹外の風潮を招くの因を作り遂に亡國を促かすに至らん恐るべし、死中生を求むるの用より打算して此際大に外資を利用し其害を蒙らざることに着目するの適切なる確信するしこのなり平心之を論ずれば吾國は破産の狀態にあるに事實り故に進んで外資を入れ金融の恐慌を救ひ礦山鐵道を興し時に進行せしめなば失業者に徒り自から消滅亦た回復さるべし而して一面行政官吏の中飽を禁斷行せしめなば如何に外國人をして以て侵略の策を敢てするに至らざるべし而して吾國は自國の現狀に顧みて侈靡の惡習を除去するに力め大に南洋業の方面に鋭意し國品を充溢せしむるの策を講ずるべからず此の如くして吾國は亡を萬一に防ぐ得べし、兎に角人は能く埃及の轍を蹈むと云ひ埃及の外債に亡ぶを知るも外債尚ほ埃及をして亡ぶ能はざるを知らざるなり即ち埃及は外債を資移に使用して實業に使用せざるなり元埃及人は勤勞を忌み逸樂を嗜む人民なれば外債は遂に國品を充実せしめ國の生産品を不足ならしめ以國内の商業工藝を一掃せしめたるによりて吾國は未だ埃及の如き狀態には至らざるも五十歩百歩なれば能く此の邊を承知せざるべからず我人は彼を思ひ此を想ひ泣涕して國人の迷途を覺れて醉夢を醒さんことを切に望むものなり

支那政府命令

張鴻達、王天縱　章遹駿　愈秦初　高鴻善

給三等文虎章
給二等文虎章
免國稅廳等備處長
免河南財政司長
（以上二月二十六日）

▲趙秉鈞への優卹　直隸都督陸軍學分頓漸猶非佛。交到文章信有神。軼掌豈知耕釣樂。鼎烹休笑屢孱貧。愛耽清靜平生志。舊額重題眼更新。上將銜組秉鈞は器識深沈、經猷宏遠持躬正直事に涖みて忠誠從來京外官吏に服し政聲卓著にして民國以來内務總長國務總理都督に歷任し能く其職を盡し分勞に因りて病を得竟に起たす痛悼に堪へず陸軍上將の例に照らし優卹し葬式料一萬元を給し且つ蔭昌を派して致祭せしめ以て元勳を念ふの意を示す

任直隸民政長兼直隸都督代理　朱家寶

任知事試驗主試委員（朱家寶の跡）　吳燾

▲淞滬一帶の解嚴宣告　上海鄭鎮守使の電稱によれば上海吳淞一帶の防維布置治安を保つを得るを以て解嚴を請ふとあり故に茲に解嚴を宣告し淞滬一帶接戰地域司令官は撤銷することゝせり

（二月廿七日）

劉　垣　周家彥

任農商次長　張謇謙

任願免陝西財政司長　劉曉漢

命陝西財政司長代理　凌紹彭

免湖北鄂西觀察使代理　鈕傳善

免沙市運銷局長　舒志觀

任沙市運銷局長　王克均

▲四川雲南各縣知事の優劣

任陝西中道觀察使　王克均

依願免農商次長

依願免陝西財政司長

任陝西中道觀察使代理

（二月廿七日）

▲茲に文官卹金令を制定し之を公布す

▲各省司長及觀察使の任命に就て

各省司長及各觀察使は屬吏を督察するの權あり民政長の輔佐を爲すものなるが今後各省司長及各觀察使に於て辭職する場合あらば先づ該民政長に於て其代理の派遣を請ふべし若し相當のものあらば其者の履歷人物等を報じ預め任命に資すべし若し代理にして相當のものと認められざる時は其理由を報告し辭職方を申出づべし

（以上二月二日）

▲省議會停止令　各省都督民政長の意見に基き省議會停止に關し之を政治會議に諮りたるに省議會は根本上存在すべからざるは事實法律共に違法にして國の生産品を不足ならしめ以國内の且つ各省議會は内亂の嫌疑ともなり地方の紛議ともかりたれば茲に省議會を停止するこゝとす何れ省議會は地方制度定まるの時を以て再定することすべし

給一等嘉禾章　佛國駐越南總督

給二等嘉禾章　同上

▲茲に商人通例を制定し之を公布す

▲茲に活安警察條例を制定し之を公布す

▲茲に製鹽特許條例を制定し之を公布す

給三等嘉禾章　沙河　瓦崙賀

任約法會議員資格審定會員　李經羲、蔡鍔、姚震、余啓昌、董鴻禕、他漢祥、胡詰穀、朱深、黃德章

任籌辦全國煤油礦事宜　熊希齡

（以上三月四日）

▲特に李經羲を派して約法會議員資格審定會長となす

▲茲に國有荒地承墾條例を制定し之を公布す

▲茲に豫戒條例を制定し之を公布す

△貨幣の狀態　支那の他の地方と同樣に成都方面も亦た紙幣の濫發とその價額下落とは商業上に多大の影響を與へ殊に中居候、四川都督劉景伊氏は造幣廠を設して出來る丈け銅貨を鑄造せしめ、此等の銅貨と都督の手許にある現金とにて紙幣の兌換を官許錢莊を與へ殊に行はれ居候、人民は銅貨の品質如何に頓着なく之を歡迎致居候、四川省の官憲にして若し銅貨鑄造並に四川省の銅山經營等に更らに他漢祥、胡詰穀、朱深、黃德章ビジネスライキの組織的方法を實行せば今後五年を經て四川省の紙幣を掃し得べしと存中候、而して民間より兌換し得たる紙幣を一年一回燒燬せんには紙幣の信用も恢復し得べく額面と同一の價額を保ち得べしと信ぜられ居候

銀貨は殆んど成都にては見る事なく、一般商店は其の貨物を賣り、紙幣を受取り居候、然るに彼等が貨物を買入れる爲めに銀貨を以てせざるべからずと云ふわけにて右の次第故物價の騰貴を來たすは自然の勢に有之官憲の命令にて物價の定められ居るものゝ外は一般に少なくとも五割高に候されば商人は一弗の紙幣が銅錢一千文の割合なる間に三割乃至四割の割引にて銀貨を買入れ得る次第に候

△四川と工業　成都の基督教青年會は四川省の人民が金融不利なるを支拂ふ事出來ざる爲め國庫債券に支拂をあたしたり、即ち右銀行は此の八百萬兩を以て英國の某造船所に淺水河用汽船二隻を注文致長江上流四川航路に使用する筈に候、今該公等の司の支配人の話るに所によれば此等二隻の汽船は已に上海に來り、目下組立中との事に候

右の外船長ブラント氏關係の蜀通蜀亭の二隻ある故四川航路には四隻の滬船を見るに至り申候、右公司は各二隻中の一を宜昌、重慶間に他の一を重慶叙州府間に通航せしむる計劃の由に候

成都と叙州府間に小蒸汽船の航路開始の計劃有之候此の如くにして四川は上海との交通便利となり、外界とも接近し得べく候

△貨幣の狀態　支那の他の地方と同樣に成都方面も亦た紙幣の濫發とその價額下落とは商業上に多大の影響を與へ殊に中居候、四川都督劉景伊氏は造幣廠を設して出來る丈け銅貨を鑄造せしめ、此等の銅貨と都督の手許にある現金とにて紙幣の兌換を官許錢莊の品質如何に頓着なく之を歡迎致居候、四川省の官憲にして若し銅貨鑄造並に四川省の銅山經營等に更らに他四千弗、二千弗、一千弗、五百弗、百弗、五十弗と各口を引受け之を集金する事とあり候

右の事柄に付て創設せらるゝに於ては四川省の開發に裨益する所頗る大なる次第に候

各地通信

●成都より

文滙報通信員

今より八年前四川省に於て清國政府が清國人の漢鐵路を國有となすに宜昌方面に漢鐵路を國有となすに公司の費消せし所を償ふ爲め八百萬兩を支拂ふ事と相成候處北京政府も右八百萬兩の現金を支拂ふ事出來ざる爲め國庫債券に支拂をあたしたり、即ち右銀行は此の八百萬兩を以て英國の某造船所に淺水河用汽船二隻を注文致長江上流四川航路に使用する筈に候、今該公等の司の支配人の話るに所によれば此等二隻の汽船は已に上海に來り、目下組立中との事に候

右の外船長ブラント氏關係の蜀通蜀亭の二隻ある故四川航路には四隻の滬船を見るに至り申候、右公司は各二隻中の一を宜昌、重慶間に他の一を重慶叙州府間に通航せしむる計劃の由に候

成都と叙州府間に小蒸汽船の航路開始の計劃有之候此の如くにして四川は上海との交通便利となり、外界とも接近し得べく候

△貨幣の狀態　支那の他の地方と同樣に成都方面も亦た紙幣の濫發とその價額下落とは商業上に多大の影響を與へ殊に中居候、四川都督劉景伊氏は造幣廠を設して出來る丈け銅貨を鑄造せしめ、此等の銅貨と都督の手許にある現金とにて紙幣の兌換を官許錢莊の品質如何に頓着なく之を歡迎致居候、四川省の官憲にして若し銅貨鑄造並に四川省の銅山經營等に更らに他四千弗、二千弗、一千弗、五百弗、百弗、五十弗と各口を引受け之を集金する事とあり候

右の事柄に付て創設せらるゝに於ては四川省の開發に裨益する所頗る大なる次第に候

△四川と工業　成都の基督教青年會は四川省の人民が金融不利なるを支拂ふ事出來ざる爲め國庫債券に支拂をあたしたり、即ち右銀行は此の八百萬兩を以て英國の某造船所に淺水河用汽船二隻を注文致長江上流四川航路に使用する筈に候、今該公等の司の支配人の話るに所によれば此等二隻の汽船は已に上海に來り、目下組立中との事に候

右の外船長ブラント氏關係の蜀通蜀亭の二隻ある故四川航路には四隻の滬船を見るに至り申候、右公司は各二隻中の一を宜昌、重慶間に他の一を重慶叙州府間に通航せしむる計劃の由に候

成都と叙州府間に小蒸汽船の航路開始の計劃有之候此の如くにして四川は上海との交通便利となり、外界とも接近し得べく候

△貨幣の狀態　支那の他の地方と同樣に成都方面も亦た紙幣の濫發とその價額下落とは商業上に多大の影響を與へ殊に中居候、四川都督劉景伊氏は造幣廠を設して出來る丈け銅貨を鑄造せしめ、此等の銅貨と都督の手許にある現金とにて紙幣の兌換を官許錢莊の品質如何に頓着なく之を歡迎致居候、四川省の官憲にして若し銅貨鑄造並に四川省の銅山經營等に更らに他四千弗、二千弗、一千弗、五百弗、百弗、五十弗と各口を引受け之を集金する事とあり候

右の事柄に付て創設せらるゝに於ては四川省の開發に裨益する所頗る大なる次第に候

基督教青年會は各外國商館に機械の見本を送らんことを求め居候、而して其の機械は電氣發電機銅鐵製鍊、製糖、電氣銅製鍊等のものを含有し且つ又た小蒸汽船、自動車、電車、製織機械等をも求め居候今日四川の金融狀態不利ゐる際四川人が自から、奮發して此の計劃に出金せんとするは四川人の氣風を知るに足り可申かと存申候

右の如く外國機械類の取扱を四川人に敎ゆる時は外國品の輸出に妨害あるべしと云ふものあるべし之れ存候も此等の敎育を授くる結果は大規模の機械類の注文を誘致し且つ外國人技師雇傭の端を啓くものと存申候

●福州にて　蠻　音　生

復た南征　十五日三度普陀に遊んだが面白い事もない、菜の花が咲いて居るから一寸珍らしい

羅源灣では桃花は既に滿開だ、うれかと云つて毛布二枚重ねても寒い事がある、南國必すしも暖かならぬと見ゐる、しかし浙江に入ると菜花に桃花を見るコーなると天然の力が羨ましくなる

昨二十二日福州着　皷山に弘法大師の遺跡を探る豫程なり、未だ福州には詳しく見ず、海上は平穩なり、海幸だ、只毎日曇り勝ちなので閉口、而し氣候の變り目なれば致方なし、北平先生は大元氣なり生は到る處先生に隨從して景色を飽覽しつゝあり是より度門を經て來る三日香港に入る豫程（二月二十三日）

鐵道彙報

●浙路公司の國有決定　國民國二年度に於ける支那國有鐵道の損益左の如し

有問題に關する浙江鐵道臨時總會は三月一日杭州に行はれ討論の後大多數を以て可決せられたり其條件は（一）政府買收の最低價格を資本及利子を償ふに足るものとせざる可らず（二）買收金額の拂渡は三ケ年内に完了すべし（三）買收金の拂渡半額を越へたる後政府に管理權を讓り全額完了迄監督權を保留す而して該問題交渉員は重役會より選出すべしと

●欽渝鐵道成立の望あり　國有案

廣西省欽州府の海岸に起り雲南府を經て長江を渡り四川省の會理縣より東して叙州庶州を經て重慶に達する今日四川の金融狀態不利ゐる際四川人が自から、奮發して此の計劃に出金せんとするは四川人の氣風を知られたり

●海蘭鐵道の工程　白耳義シンジケートの利權に屬する海蘭鐵道東端の終點は多分楊子江の北岸海門に決定するならんも尚未だ確定せず然れども同鐵道の工程は沖洛鐵道の西に於て進行遲く東に於て速かなるの概あれば東方終點の決定も自然遠からざるべし、今其工事管理の組織を逃ぶれば總局を鄭州に置き東分局を徐州に設け西分局は洛陽に在り而して工程の進行に伴ひて其地に工程局を設け徐州と洛陽に至る東西路工程總局を設く東方工程の區分左の如し

第一區	開封	至	白黃
第二區	內黃	〃	大孔集
第三區	大孔集	〃	馬莊
第四區	馬莊	〃	汪谷
第五區	汪谷	〃	徐州
第六七八區	徐州	〃	清江浦
第一區	清江浦	〃	未設

工程局所在地〜蘭儀縣〜歸德府〜碭山縣〜郝集縣

右の表により同鐵道の工事は主として開封徐州間に進行しつゝあるを知るべし西方の工程局は遠からず洛陽陝州間を區分して設けらるゝ筈ある也同工事の進行させるを見るべし該工事は白耳義シンジケートの專管す所にして各工程局長は同國人を聘用しありと云ふ

●支那國有鐵道の收入額

	益	損
京奉鐵道	六、三九、〇〇〇、〇〇〇元	
京漢鐵道	六、四八、〇〇〇、〇〇〇	
張綏鐵道	六五、〇〇〇、〇〇〇	
津浦鐵道	三五、〇〇〇、〇〇〇	
株太鐵道	一、九五、〇〇〇、〇〇〇	
株萍鐵道	九三、〇〇〇、〇〇〇	
吉長鐵道	七一、〇〇〇、〇〇〇	
廣九鐵道	四六、〇〇〇、〇〇〇	
滬寧鐵道	二九、〇〇〇、〇〇〇	
滬杭鐵道		
清道鐵道		

●浙江鐵道交涉委員　國有案

を議決せる浙江鐵道は代表者を選定元以下のもの多しと云ふ

公司名稱　主管者　許可年月

京漢鐵道	梁士詒	同
京奉鐵道	梁士詒	同
京張鐵道	梁士詒	同
津浦鐵道	梁士詒	同
株太鐵道	梁士詒	同
株萍鐵道	梁士詒	同
吉長鐵道	梁士詒	同
廣九鐵道	梁士詒	同
滬寧鐵道	梁士詒	同
滬杭鐵道	梁士詒	同
清道鐵道	梁士詒	同

●同成鐵道公債發行　交通部

は右公債發行に關して一道の布告を發し白佛シンジケートは三月十五日より向ふ一ケ月間第一回募集額四百萬磅の公債を賣出す筈なるが該契約の規定により支那人には優先權を認め先づ應募するの特權あれば希望者は三月三十一日迄に在北京同成鐵道駐京鐵公所に至り照會する所あるべしと注意せり

●安徽省鐵道の國有　五日發

北京電によれば安徽省鐵道（計畫中のものを含む）は全部國有に歸する事に協議整ひ既に募集せる株金の償還法に就ては安徽省代表者も滿足の意を表したりと云ふ

礦山彙報

●湖南省の新開礦山　革命後

湖南は由來礦山に富むを以て其名高く從つて同省人の礦山熱は非常に激しく革命以後は殊に此投機心を誘發せられたる由あり而て外國商人にして之に目を着くるもの亦少からず現に露商隆記、獨商瑞記、禮和等は頻りに同省の礦山採掘に投資せんことを力め居れる程あり、革命前五六年間に許可せられたる礦山は頗る多數正に達するも大抵世人に知られ又は中止せるもの多きを以て此處に之を省略し民國元年以後同三年二月九日迄に湖南礦務局を經て實業司の許可を得たるものを擧ぐれば左の如し、但し尚は未だ許可を得ざる試掘願書は机上に推積せりと稱せらる又左表中には個人の營業又は小資本の合辦多なく最も小なるは七八千元以上五萬元以下のもの多しと云ふ

所在地	礦名	稱	主管者	許可年月日
奎溪縣	錫	鉛	衡山	同
常寧	鐵	鐵	同	同
安化	錫	鉛	同	同
橋沖尖	錫	鉛	同	同
符公溪	同	同	同	同
水山溪	同	同	同	同
益安	同	同	同	同
楚善	同	同	同	同
新化	同	同	同	同
縣別	礦名	稱	主管者	許可年月日
臨武	錫	鉛	同	同
常寧	錫	鉛	同	同
醴陵	鐵	鐵	同	同
常寧	錫	鉛	同	同
常豐	陳常泰	同	同	同
香花嶺	錫	鉛	同	同
百鍊	錫	鉛	同	同
龍鍊峻	元年八月		同	同
湘泰	歐瑩	二年四月	同	同
平江	元年十月		同	同
同	同	同	同	同
晃州廳	辰谿		同	同
吉星中	鐵	鐵	同	同
彭家園	石炭		同	同
太平瑕	鑛	銀	同	同
寧遠縣	石炭		同	同
長壽	鉛	鋅	同	同
霞發	鉛	鋅	同	同
瑞昌	鮑嵩泰	二年二月	同	同
臨湘	衡陽	同	同	同
大江灣	石炭		同	同
大冶山	鐵	鐵	同	同
大冶山	鉛	鋅	同	同
鳳凰山	鉛	鋅	同	同
黑山坡	石炭		同	同
熊翌雲	同		同	同
余介紳	同		同	同
何長材	同		同	同
羅鏡山	同		同	同
劉天翼	二年十二月		同	同
曾如輔	三年一月		同	同
劉玉東	三年二月		同	同
徐虎臣	同		同	同
劉	同		同	同
劉	同		同	同
劉

は一時の急を救ふ便法として之を想爲め一面小借欵を以て急場を救濟せ出し其一部を實行すと稱して某獨逸人と交渉し昨年十月十四日五十萬磅の公債を發行するの契約を結び駐英公使劉玉麟をして調印せしめたり然るに該公債の市場賣出しを開始するや五國團は其借欵契第二項十七條に基つき之に抗議せしかば支那政府も已を得ず種々の口實を設け該契約の實行を中止し劉公使は支那政府の輕舉を怒り辭表を提出するやも知れずなど傳へられたるが目下倫敦に於て契約の相手方たる獨逸人に交渉して契約の修正を迫まり獨逸人は余の承諾を經ざれば該契約を取消すを得ずと聲言し居れり

●實業借欵の制限　向きに政府は各省に對し暫行として自由借欵を許可したるが今回の大借欵成立有望なりとて此借欵は全國の財政を整理する爲めに用ゐらるゝものなりとなし政府は豫ねて各省に向つて實業借欵に對する制限に就き通電せり但行政經費の借款を爲すを得ざるは勿論あり

（二）務めて創辦の本情を明確にし中央に呈報し農商部の有利なる認めて始めて借欵する事

（三）借欵は他種の事業に流用するを得ず

（三）借欵額は設計に要する所に符合するを以て限なす（四）中央に呈報し農商、財政、外交三部の核准を待つて始め有效となす

●江蘇官有財産と借欵　江蘇省官憲は該省の官有財産を抵當とし紙幣價格を維持する爲め借欵を起すことゝし中央に其許可を仰ぎたるが已に其許可を得たりと

●漢口水利公司　去二日の漢口電報によれば該公司は日本商に向て百五十萬英ポンドを借欵するに決し已に中央の許可を得たりと

●小借欵進行　周總長就任以來幣制借欵に關し五國銀行團との交渉近きにあり周學熙と共に正式の開議を見るの運びとなる迄に達したるが周總長は目前の財政困難を切抜くるため一面小借欵を以て急場を救濟せまる）を回收する積りなり從現在全國に適用せる貨幣及各種貨幣性質を含有するものを舉ぐれば大約左の如きものなりと云ふ

▲金約三千萬元▲銀塊約二億萬元▲銀貨一億五千萬元▲毫銀約一億五千萬元▲銅貨約一億六千萬元▲有孔錢六千萬元▲官發行紙幣約一億五千萬元▲民間發行紙幣約一億五千萬元▲合計十億五千萬元

然れども官紙幣の統一を實行すとせば實業界に流通せる民間紙幣は自然禁止せざるべからざること而して民間紙幣の禁示實行とならば實業界は之が爲め一億五千萬元の損失を招くことゝなるなり而して此損失は政府の負擔に歸すべきか抑も民間の負擔に歸すべきか此幣制改革上に於ける先決問題あるべし

●第二次大借欵續聞　其後傳ふる所によれば第二次大借欵は幣制改革費及行政費八旗生計費の外に千萬元を以て山西票號十四家の維持費とし三千九百萬元を市面維持費として使用せらるゝ筈なるが五國銀行は其限目たる幣制改革に關し紙幣發行の特權を有すべき中國銀行の監督權を要求し交渉漸く困難に陷るの恐あり契約の訂結何時出來得べきや不明なるより近來頗りに小借欵に依て行政費の急需を支辨せんとし北京の蟠踞せる歐米資本家の代表者は盛に運動しつゝあり或は云ふ白耳義人の華比銀行は二千萬元貸付の契約を締結し已に四百萬元の前渡金を交付せりと眞僞容易に斷ずべからざるも日々彼等の北京六國飯店に會合して密議を疑らすもの甚だ多しと云ふ

雜報

●幣制改革の研究　幣制改革に就て目下政府にて研究中なるが之に就き外國顧問は支那の幣制改革に關し支那の新國幣法發表され銀本位制を採用し法定正貨を七錢二分の銀とし之を單位としたるが此二點に就ては異論おきも只だ銀貨及地銀收回の方法に至りては尤も研究を要すと云へりと而して現在政府の所定方針によれば現貨七千萬元を紙幣に就て目下政府にて研究中なるが之に就き外國顧問は支那の幣制改革に關し支那の新國幣法發表され銀本位制を採用し法定正貨を七錢二分の銀とし之を單位としたるが此二點に就ては異論おきも只だ銀貨及地銀收回の方法に至りては尤も研究を要すと云へりと而して現在政府の所定方針によれば現貨七千萬元を幣制改革の實行に用ひ先づ全國の紙幣を凡て回收し之を中央銀行の紙幣とし後ち新貨幣を鑄造し舊貨幣に換ゆること即ち新銀貨新紙幣を以て舊銀貨舊紙幣の各貨幣（地銀之に含まる）を回收する積りなり從現在共同の利益を保護するにあり而して貨幣として每千鍾に付き二元每百織機に付き三元と最低額は廿五元の制限を置き除名等の制裁を設け五名以上七名以下の實行委員を常置し各種の事務を執らしむる等凡り二十四條より成る之に就き同聯合會の當面問題如何と見るに（一）支那沿岸貿易稅の撤廢建議（二）外國棉の輸入稅撤止（三）輸入稅增加に關する列國の願問を派遣するなる日本の債權者は金錢出納並に事業の經營に就て監視の必要を認めたれども若し事業にして順調に進行せば容喙干涉の理由なきこと勿論なり云々更らに又或株主の支那新聞の報道によれば日本の買取る鐵礦の價は一頓僅かに三元なりとの事なるも何れも我國紙織業者の目前に逢着せる支那輸入稅增加の交渉次第に進行せる危機に當り輕々に看過し得べきにあらず況んや該聯合會の主張せんとする要點は我國の紙織界と全然反對なる方向にあるものにして其主張の貫徹せられんか之に依りて我國の蒙るべき損失は蓋し莫大なるものあるべし是を以て該會創立委員會には本邦人の名を列せりと雖も今回の關稅問題に對する同會の態度に就ては何れも同情を有し居らざる信ずべき理由あり三井洋行幡生氏の如きは現に同委員たるを辭し上海紙織の小野氏氏之に代らんとすと傳へらるるも茲に暫らく成立の由來を誌し追て實際問題討議の期に際し同會活動の如何を見んと欲す

●漢冶萍公司臨時株主大會

▲官商合辦案可決さる▼

既報の如く漢冶萍公司臨時株主大會は農商部の提議に係る官民合辦案に關し七日午後一時より當地四川路青年會館に於て開催せられたるが當日王存善は盛宣懷に代りて會長席に就き先づ所謂官民合辦案に關して說明し之を投票に附したるに百十四票に對する十一萬四千七百十票の多數を以て同案を可決せり而して株主中國有說を主張せるものありしも贊成僅かに四人にして消滅せり而して該投票は農商部及總統の檢閱に備へんが爲め之を密封して北京に發送せらるゝ筈なり

次に或株主は日本との借欵に就て質問したるが王會長は之に答へて曰く借欵の理由は營業資金缺乏し之が補助の爲めに實行委員を常置して會務を執らしむる等凡り二十四條より成る之に就き同聯合會の當面問題如何と見るに（一）支那沿岸貿易稅の撤廢建議（二）外國棉の輸入稅撤止（三）輸入稅增加に關する列國の願問を派遣するなる日本の債權者は金錢出納並に事業の經營に就て監視の必要を認めたれども若し事業にして順調に進行せば容喙干涉の理由なきこと勿論なり云々更らに又或株主の支那新聞の報道によれば日本の買取る鐵礦の價は一頓僅かに三元なりとの事なるも何れも我國紙織業者の目前に逢着せる支那輸入稅增加の交渉次第に進行せる危機に當り輕々に看過し得べきにあらず況んや該聯合會の主張せんとする要點は我國の紙織界と全然反對なる方向にあるものにして其主張の貫徹せられんか之に依りて我國の蒙るべき損失は蓋し莫大なるものあるべし是を以て該會創立委員會には本邦人の名を列せりと雖も今回の關稅問題に對する同會の態度に就ては何れも同情を有し居らざる信ずべき理由あり三井洋行幡生氏の如きは現に同委員たるを辭し上海紙織の小野氏氏之に代らんとすと傳へらるるも茲に暫らく成立の由來を誌し追て實際問題討議の期に際し同會活動の如何を見んと欲す

●上海土地放資會社（中）　第一回の利益配當率は四分五厘にして一八九一年三月二日始めて之を配當し得たる次第なるが、これ第一年及び第二年の營業の結果に於て然るに今日迄に於て社創立以來利益配當及び賞與金總計二十六割四分を支拂ひたり一九〇年に資本金を一、三〇〇、〇〇〇兩に增し、一九〇一年に之を一倍せり、一九〇六年に再び〇〇〇兩となしたり、右の數字によりて、最初頗る小規模の本社も非常に發達せるを知るに足るべきなり

一九一三年の夏上海製造局攻擊戰當時上海の居留地は始めて砲彈に見舞はれたる次第なるが、幸にして本社の建築は輕微なりしも即ち本社所有の家屋二棟砲彈を喰りたるも其の修繕費頗る少額なりしが爲め敢て支那政府に對し、之れが賠償を請求せざる事とせり

▲和洋家具賣買

▲貨物雜貨競賣

北四川路　新谷洋行　電話三三七八

▲室內裝飾請負

▲土地家屋撰定

オクション　ニーヤー

創刊以來歲月未だ淺しと雖も△支那問題に對し多大の注意を拂ひ△恒に讀那事情の調査資料となり△以て愛國心の伴侶たらん事を努力せり△事の系統的なるは是れ本誌の最も長する所△是に因つて東方問題の解決に多少の貢獻する所あれば幸也

△本紙は九月一日を以て北京に呱々の聲を擧ぐ△既に中外に聲價を有する週刊新支那の姉妹誌にして△公平の見地に起ち不偏不黨を本領とし△支兩國の親善に對しては言はずもがな△進んで亞細亞の警鐘たらん事を期す△正確なる支那の時事問題は本紙によつて速に知るを得可し△思ふに滿鑒を吝む勿れ△請ふ

週刊　新支那

○定價（前金）一部大洋銀拾五仙（郵稅共）半ケ月四部銀五拾仙一ケ月廿六部銀參弗（共）半ケ月五十部銀五弗

週刊　新支那

○壹ケ月（前金）壹仙△壹ケ月及支那內地郵稅不要）△壹ケ月拾壹弗（日本

新支那社　振替東京一二八一六番　北京

此の砲撃の直接の影響居留地内に支那人の移入せるもの多く支那人區の域に溢れたるも、決して此の爲め本社の財産に利益を生せず、又た家貨の増收を見ず、却つて本社の取締役等は多少憂慮するに至れり、

支那人中富裕なる人々はなほ上海に避難して以來上海に足を止むるもの少からず、此の爲め支那家屋の財産の上に影響したるに相違かるべし、財産の狀態は一般に改善せられ殊に其の所在地の狀況改善に伴ひ好都合に發達し來れり、一九一四年一般商況の活潑なる狀勢を示し居れり、本年一月山東路の財産及びウイルス財産の約五畝を賣拂ひ之れにて本社は相當の利益を得たり、

營業報告を讀み今日洋館七十四支那家屋三五三を所有し居れり、此等の數字中には一九一二年に始まり一九一三年に竣工せる家屋をも包含す、而して或るものは一九一三年に始め一九一三年に竣工し、又た一九一三年に始め一九一四年に竣工すべきものあり此等の家屋は竣工次第直に借家人を得居れり、而して此等の家屋を建造するや、其の土地の狀況に適應したる家屋を建造する事になり、而して此等の建築は引き続き工事監督に至る迄一切を本社の建築技師に支拂ふべき手數料を省き得たるなり、新築に要したる費用は四七六、六三一兩八六六に上れり、若し建築技師を招聘せばその七分を支拂ふべきなり、而して此の高は各家屋に對し一々其の資本計算中に借方勘定として加へあり、但し營業勘定の借方を見る際資本勘定中此の如く節儉し得居る事情を注意せられたし

新築問題以外に殊に說明し注意を喚起すべき事項あり、即ち一九一三年に洋館の建築各所に行はれ爲めに一九一四年に於て一九一三年同様に新築する事は期待すべからざるあり、本社は需用の狀況を充分に研究し、小心よく臨機の處置をなすべし、又た土地買入は多少試みたるが僅かに四二、六二六兩七九を費せるのみ、これ主として在來所有の土地及び開北方面に支那家屋を多く所有居り、而して該地方には常に紛擾なる絶へず生じ支那人の借家人等は恐慌を來したれども上海居留地の當局者の憂慮せしめたり、蓋し本社は寶山縣の人も安心するに至れり、

上海居留地内の土地買賣に關し券の發行登記及び丈量等の職權を行ふ爲め清國政府の設けたる會丈局は革命以來共和政府の承認行はれず會丈局も亦會審衙門と同じく支那の官廳として認められるゝに至るざりしかば同局の事務は公共租界官憲の管轄に歸し該官憲は手數料等の收入を收め事務員の俸給其他の經費を支拂ひて同局を維持し外國人の所有せる土地に對しては當該國領事より地券を發行し今現に之を繼續しつゝあり

が支那政府は昨年中會審衙門の權限復舊の交渉を開始すると同時に當地會丈局の管理權を回復せんと計り領事團に對し之を下して外

營上何れの點より見るも香港より有利なればなりと

●銀行の兼業禁止　財政部は銀行の各種事業を兼業するは頗る危険あり且つ金融界に恐慌を惹起すの恐ありとて各國の成例に倣ひ各省官銀錢行號に對し兼業禁止の訓令を發して一ヶ月以内に其現情を報告すべしと命令せり

●安徽黨人の拿獲　孫文黄興襲振鵬等と謀り安徽討袁軍義男團を組織し白狼を助けて事を舉げんとせる白狼討伐軍の士官方紳言陶基才趙宣章方汝璘は合肥に於て安徽官憲の捕縛する所となり光固總司令と自稱せる方紳言及び陶基才は既に銃殺の刑に處せられたり

●高等軍事研究所設立　エコーノヅヤカン紙の報ずる所に據れば前雲南都督蔡鍔等は此の程全國の高級軍官及び參謀部人員に高等軍事知識普及軍人養成の目的を以て北京に高等軍事研究所を設立せん事を發議し袁總統に請願せる所聽許せられたり、該研究所の講師には特に總統府軍事顧問佛國陸軍中佐ブリソー、デズモレツ氏主として之れに當るべし蓋し本研究所の設立はブ中佐の慫慂多きに據ると云ふ目下該研究所に入學すべき將校及び學生は約七十名にして内日本留學生出身四十名、獨國留學生出身八名佛國留學生出身四名、奥國白國留學生出身各一名及び支那の陸軍學堂出身者十六名なり、又別に總統府員十六名、參謀部員二十五名、陸軍部員二十九名も聽講すべしと云へば該研究所は支那に於ける最高軍事の府と云ふべし

●工巡捐局と總工程局　當地南市はバンド馬路を建設して以來始めて總工程局を設けたるが繼に之を自治公所と改め後又市政廳と改めたり然るに向きに中央政府より地方自治機關の停止令下りたるを以て本月一日より上海工巡捐局と改組することゝなり韓省長及鄭守使會同の上其局長に楊南珊を舉げたり、當時の總工程局は道路巡査徴税等皆該局の權限内にあり局長は官邊より任命し民選にあらざりしが今日の工巡局は云はゞ總工程局の復活なり

●當地の祀孔祭　去る二日城内孔子廟に行はれたる孔子誕辰祭は官紳學生等の來會者千五百名に上り古式に依りて供物を爲し頗る盛會を極めたり因みに北京に於ける袁總統の隔祭は準備整はざる爲め本年秋祭に延期せりと

●吳淞上海地方解嚴令後の施設　別項支那政府命令にある如く吳淞上海地域戒司令官の撤去せられたるが其後の施設は即ち（一）滬杭滬寧兩停車場の搜査命令を撤銷（二）兵を派して巡廻することを停止し若し特別事故ある場合あらば再び兵を派し（三）凡ゆる演習は本通り執行し各該長官より眞面目に訓練し少しも疏怠せず（四）各駐紮地の兵隊は本逗り駐紮し變更せず（五）以後往來の文書は上海鎮守使の名義を以て之を行ふ是なり

●製造局と白狼匪　上海製造局小銃彈工場及び龍華火藥製造局は白狼討伐軍の需要に應せんが爲め作業開始の命令に接し其準備に取掛れり但し何時開工するや未定なり

●全國商會聯合會大會期日　既報の如く兼て計畫せる全國商會聯合會第一次大會は愈來る十五日當地紗業公所に於て開催し四月十五日迄繼續せられるべし同會事務所は已に沈聯芳印錫章を會場主任に舉げ準備を急ぎ居れるが各省代表の招待所には後馬路の賓樂館を以て充つることゝなれり

●又も爆彈製造者の自滅　曩に福建人陳子範なるものハスケル路に於て爆彈製造中過て爆死したるが輕便に記述されあり、南方に志ある士は是非一本を備へざるべからず當地申江堂にて發賣す

●滬滬雙舌の發刊　上海語を學び又た日本語を學ぶものゝ爲めに編者は林通世氏定價四十仙、日本堂發行

●謀叛嫌疑者の追放　湖北に於て事を舉げんとして成らず當地佛租界に逃れたる鍾鼎は支那官憲の要求により會審衙門に於て取調を受けつゝありしが證據不十分なりしを以て佛國官憲は引渡を爲さず雷鐵生の例に倣ひ三日某國汽船に護送して日本に追放せり

●長崎開港三百五十年紀念と上海觀光團　本月下旬より長崎市出嶋埋立地に於て開催せらるべき長崎開港三百五十年紀念日本全國特産品博覽會參觀の爲め當地に於て觀光團組織せられたるが該團への加入申込は本月二十日限りなりと

●又白晝強盜　上海居留地の Crime Wave は猶熾まず昨日午後三時ピストルを以て支那婦人を脅かし腕輪を強奪して逃走せる數人の追劫あり追跡せる支那人を射殺したるも其一人は遂に捕縛せられたり

●南京代濟處の成立　南京に於ては小商人募助の爲め貸濟處なるものを設立し馮都督は徴濟を會辦に推し小商人に對する金貸規則を規定し上級六十元中級四十元下級二十元と定めたりと

●寧紹公司株主會　同公司は來る二十三日四明公所に於て株主會を開き昨年度の營業報告をなすべしと

●新刊「南方支那」　今回台灣の南方社より發行されたる「南方支那」は南方各省殊に廣東福建及び香港を中心とし更らに廣西雲南貴州の諸省の實狀を紹介したるものにて極めて輕便に記述されあり、南方に志ある士は是非一本を備へざるべからず

●宗方小太郎氏（前きに南方各地視察の途に上りたる同氏は本月中旬頃までには歸滬の由なり）

●杭元秀太郎氏（海軍少佐）久しく當地に駐在せし同氏は先般來歸國中なりしが今回福州駐在を命ぜられ去る七日頃台灣を經て着任せし由なり

●津田靜枝氏海軍大尉）秋元少佐と共に歸國中なりし同氏は今回廣東駐在を命ぜられ台灣を經て着任せりと

●森恪氏（中國興業會社）去る二日社用にて北京に向け出發したり

●齋藤恒氏（陸軍少佐）同氏は安徽地方視察の爲め去る八日夜出發南京に赴き同地にて馮都督等に會見の上出發すべしと

●大間知芳之助氏（前漢口民國書記長）家族同伴歸國の途去る二日大眞丸にて寄滬したり

●栖原啓藏氏（日清汽船會社經理課長）去る七日出帆の筑後丸にて歸東せり

●川岸藤太夫氏（粟生洋行支配人）商用にて去る七日歸東

●前島次郎氏（武林洋行支配人）商用にて七日歸東

●剛口直氏（漢口武林洋行支配人）同上

出入統計

上海港船

二月二十七日より三月五日に至る一週間中上海港に出入せし内外汽船の總計は二百十九隻、三十六萬九千二百八十三噸にして内入港船舶は百〇二隻、十八萬〇六百五十二噸、出港船舶は百十七隻、十八萬八千六百三十一噸に上る其詳細は左の如し

▲入港

英國	三九	七三、一三二	
日本	二五	四三、九一一	
支那	二三	二四、七六八	
露國	一	一、九二二	
和蘭	二	三、四三三	
獨逸	九	二〇、四四七	
米國	一	五、六五一	

●支那と日本
定價一部十五錢半年八十錢一個年一圓五十錢稅郵無
第二年三月號

目次

◎北京公使館街（口繪）
◎袁世凱死後の支那　社說
◎國政の根本方針　板垣退助
◎予の對支意見　高島鞆之助
◎平和的臥薪嘗膽　子爵　秋元興朝
◎財界救治策　衆議院議員　福澤桃介
◎新借款交渉の魂膽　在北京　神田正雄
◎小田切萬壽之助君　松城
◎日藏關係外交秘密史（下）　杉浦和介
◎現在及び將來の支那鐵道（二）　吸江蠻人
◎臺灣富豪林本源（二）
◎有賀博士を慕ふて
◎繩暖簾

東京芝區琴平町二番地
中華民國通信社
電話新橋三三九〇

法界呂班路三三
純良
牛乳
愛光社
電話貳壹七五番

品質精撰
●醫療用藥品
●醫療用器械
●醫療用繃帶材料
●理化學用藥品
●工業用藥品
●玻璃藥瓶各種
●諸大家賣藥各種
●美容化粧品各種
諸醫御用達
大生堂藥房
濟方劑處
廉價販賣
上海西華德路角　電話一二五六

佛國	二	七、三八八
合計	一〇二	一〇、六五二
▲出港		
英國	四三	七二、六二三
日本	二六	四六、三六六
支那	三二	二七、八三四
露國	一	一、九二二
佛國	四	八、一九三
獨逸	七	一九、九五九
和蘭	一	二、八八八
米國	一	五、六五一
那威	一	三、一八五
丁抹	一	五九六
合計	一一七	一八八、六三一
總計	二一九	三六九、二八三

●郵船 滬山虹口 在庫品

（日清の一部を含む）（三月三日調査統計）（△印減）

品名	數量	前號比較
印度綿絲	六、三九三	△五三三
綿絲大俵	二四、八九三	△一、一五九
綿絲小俵	八、九八八	△一、三〇二
金巾（雙包）	—	—
金巾（單包）	四、二八八	一五九
燐寸	一、四五一	△一、〇五〇
燐寸軸木	—	—
燐寸箱	一四四	一四四
白糖	一九、七七九	△八、四〇八
昆布	一四、六〇七	二、六七七
切昆布	三、七五一	△三七
鹽魚	五、二八一	五、二八一
フランネル	五〇	—
麥粉	一七、三六二	八三七
雜貨（箱）	一四、一一一	七三〇
雜貨（包）	九、三八三	△七六六
九江紙	二、〇三一	△九二
洋紙	六〇七	△一〇
紙	一、九八七	一、九八七
舊鐵	二〇、〇〇〇封	—
鉛	二九〇	△三二〇
銅	一、二八一	—
箱板	四一八	四一八
札板	九九五	△四七一
麻	一、〇三三	四〇三
麻袋	四〇一	四〇一
棉花	—	—
大豆	一八八	一八八
酒	五二四	五二四
麥子	一	—
種物類	一〇、三七一	△八三四
機器棉	五〇	△一六四
麥酒	五五二	△四一四
油（箱）	七〇三	△四三三
油（籠）	—	—
豆粕	—	—
豆粕（袋入二、五〇三）	七、〇三三	△二八〇
米	一八八	一八八
片板	二六七	—
ガンニー袋	—	△八
セメント	一〇〇	△五〇
木炭	九	九
玻璃器	六八八	六八八
巴旦	—	—
棕呂繩	四、三二七	一、三五二
蠟燭	五九五	五九五
赤砂糖	一、九三半	一、九三半

（以上一月三十日及二月十七、十八、十九、二十日の輸出）

（二）朝鮮への輸出

絹織物	三九五斤	白金巾
晒金巾	二〇〇反	綿朱子
綾木棉	六〇反	白呉呂
白綿紗	六〇〇反	卷煙草
麥子	五、五反	用紙
葉莨	一三担	綿呉呂

（以上二月十七日の輸出）

（三）台灣への輸出

棉花	一七担	百合花（乾）
大豆	六、九担	藥
苧麻織緯	二、六担	曹達
麻皮	四七担	葉莨
西洋素麺	一六、一担	
棉花	二七七担	

（以上二月七日の輸出）

●上海港 輸出入統計

二月二十七日より三月五日に至る一週間の海關日報によれば上海港と日本本土、朝鮮、台灣、大連間貿易の形勢は左の如し但し實際の輸出入時日は括弧内の日附を以て表示す

▲輸出の部

（一）日本本土への輸出

棉花	四八六担	榮種（ヤヘンシ）（ヤヘンシ）粕
大豆	二七七担	白金巾（ヤヘンシ）
苧麻織緯	一四、一一一	雜貨（箱）
麻皮	九、三八三	雜貨（包）
西洋素麺	二、〇三一	九江紙
鉛	六〇七	洋紙
銅	一、九八七	紙
棉花	一、二八一	鉛
大豆	二、七七担	銅
麥粉	一七、三六二	麻
雜貨（箱）	一四、一一一	麻袋
雜貨（包）	九、三八三	棉花
九江紙	二、〇三一	大豆
洋紙	六〇七	酒
紙	一、九八七	麥子
舊鐵	二〇、〇〇〇封	種物類
鉛	二九〇	機器棉
銅	一、二八一	麥酒
棉花	二七七担	油（箱）
大豆	四八六担	油（籠）
麥粉	一七、三六二	豆粕
雜貨（箱）	一四、一一一	豆粕（袋入二、五〇三）
雜貨（包）	九、三八三	米
九江紙	二、〇三一	片板
洋紙	六〇七	ガンニー袋
紙	一、九八七	セメント
舊鐵	二〇、〇〇〇封	木炭
鉛	二九〇	玻璃器
銅	一、二八一	巴旦
棉花	二七七担	棕呂繩
大豆	四八六担	蠟燭
麥粉	一七、三六二	赤砂糖
雜貨（箱）	一四、一一一	野蠶絲
雜貨（包）	九、三八三	榮種（ケレーグ）（ケレーグ）粕
九江紙	二、〇三一	支那漆
洋紙	六〇七	棕纖緯
紙	一、九八七	紙
舊鐵	二〇、〇〇〇封	棉實粕
鉛	二九〇	麥子
銅	一、二八一	麻皮
棉花	二七七担	胡麻實粕
大豆	四八六担	落花生
麥粉	一七、三六二	胡麻實
雜貨（箱）	一四、一一一	乾蚕
雜貨（包）	九、三八三	茶實
九江紙	二、〇三一	綿毛織物
洋紙	六〇七	硫酸（セイラ）（ドイツ）（精製）
紙	一、九八七	錫箔
舊鐵	二〇、〇〇〇封	木炭
鉛	二九〇	鹽魚
銅	一、二八一	乾魚
棉花	二七七担	淡菜
大豆	四八六担	蝦
麥粉	一七、三六二	赤糖
雜貨（箱）	一四、一一一	靴下（ジョウ）（クツ）（スン）
雜貨（包）	九、三八三	石炭（ボタン）（飾物）
九江紙	二、〇三一	綾木棉（染）
洋紙	六〇七	鹽酸
紙	一、九八七	林檎
舊鐵	二〇、〇〇〇封	寒天
鉛	二九〇	八角
銅	一、二八一	銅版
棉花	二七七担	緋金巾
大豆	四八六担	印字紙
麥粉	一七、三六二	紙ツツ
雜貨（箱）	一四、一一一	デンク
雜貨（包）	九、三八三	醬油
九江紙	二、〇三一	驢詰大豆
洋紙	六〇七	ボタン
紙	一、九八七	長靴
舊鐵	二〇、〇〇〇封	花蓆
鉛	二九〇	押染更紗
銅	一、二八一	西洋素麺
棉花	二七七担	綿布（ラース）（軟木）
大豆	四八六担	絹織物
麥粉	一七、三六二	
雜貨（箱）	一四、一一一	
雜貨（包）	九、三八三	
九江紙	二、〇三一	
洋紙	六〇七	
紙	一、九八七	
舊鐵	二〇、〇〇〇封	
鉛	二九〇	
銅	一、二八一	
棉花	二七七担	
大豆	四八六担

人參一等二等二四斤
未製四六二斤
帽緞木夏僑バナマ六打
肌衣六八打
色皮二担
圍扇紙二六四〇本
絹扇二四五〇本
トランク二四個
鍋（ルツボ）一五〇打
絹綿交織物四八斤
三担
細綾木棉
五担
綿編物
二九担
ランプ心
五担
銅線
三担
眞鍮線
三担
屑綿絲
一六担
石炭（三十二月）一五三噸
板軟木）五七八三（スパート）
綿縮
二〇〇〇碼
蛤
二六担
疊表
四八ルート
メリヤス地
七一〇〇碼
手提ガバン
キャンバス皮
六九打
四八打
六六打
三打
六三打
天鵞絨
普通
横造皮
一五〇〇打
ギャンバス一〇〇〇碼
ハンカチーフ
八一反
醋酸
一〇担
コットンプリント
（以上一月一四、二四、二七、二九日及二月、二三日の輸入）

（一）朝鮮よりの輸入（なし）

（二）台灣よりの輸入（なし）

（四）大連よりの輸入

押染更紗
二六六〇担
大豆
二九六〇担
松子
二六七担
藥品
三六担
剛毛
二一担
キシセゾン
一四八〇打
屑絹絲
三担
ガーター
（以上一月三十一日の輸入）

●金融市況

（自一月廿七日至三月五日）

▲銀塊及爲替相場　銀塊は印度及び支那買注文出で氣配強く 26 9/16 より、25 7/16 に昇騰せり、又た上海爲替市場銀塊の強硬なるに連れて支那、投機商從來の買持を理めるべく賣り進み亦た氣配極めて強硬となり、久しく沈靜なりし上海市場も久し振りに活況を呈したり

	銀塊	倫敦向電	日本向電
二月廿七日	26 9/16	2/6 7/8	79 7/8
〃	〃	2/7	79 7/8
廿八日	26 9/16	2/7	78 7/8
三月二日	26 11/16	2/7 1/8	78 7/8
三日	〃	〃	78 3/4
四日	〃	2/7 1/4	
五日	26 7/8		

▲金融市場　爲替相場久振りの活躍を見しも主に支那投機商の爲めにして輸出入取引は未だ同一なりと云ふべからず、獨り阿片のみは暴騰に暴騰を重ねて停止すら所なゆるものゝ如く、此の方面より資金の投資者多く金融は依り、又た上海爲替市場銀塊の強硬なるに連れて支那、投機商從來の買持を理める爲め賣り進み亦た氣配極めて強硬となり、久しく沈靜なりし上海市場も久し振りに活況を呈したり

賣藥
文路K第二三〇號
廣光堂大藥房
電話　四三二五
天下一品
白鶴
蓬路壽號
山口商店
電話三四五九

▲外國棉　又々下押となり去る三月四日リヴァープールに於てマッドリング現物七片〇三なりしもの同五日六片九五となり、六月物七月物六片二二〇の安値を唱ふ右は昨年八月十四日六片四二迄下落せし以來の最安値とす、ペンガル物も五片となり、埃及物は片九〇にして十二月に比し一片の下落を示し居れり、又た紐育には強氣にて現物前週同樣十三仙五月物十一仙六五、又第綿十月物十一仙三〇〇を唱ふ、マンチエスター市況は不活潑なるも手堅しと云ふ

▲支那綿　週中一般に不活潑にて上海の紡績工場に買入れと外別段の取引なく、値段も下押にて四匁安なり、即ち三月四日の後場の相場は左の如し

通州物	二二〇〇
太倉物	二二〇〇
〃	二二〇〇
〃	二二〇〇
上等機械綿	二二〇五〇
〃	二二〇〇
上海物	二〇〇八〇
寧波物	二〇〇四〇

又た北市種は十一弗二十仙南市種は十弗五十仙を唱ふ

週中日本向輸出高二、二三五担にして各地への纖維出高は四、二六六九担あり、又た紐育にて取引高僅かに一千六百俵にして即ち

	俵
十六手物	一一〇六五
〃	一一〇八〇〇
十二手物	一一〇七五〇〇

▲日本綿絲　週中取引高僅かに一千六百俵にして即ち

	俵
十手物	一一〇六五
十二手物	一一〇八〇〇
十四手物	一一〇七五〇〇

▲倫敦銅相場　最近倫敦入電左の通りなり

	電氣銅 G、M、B	砂志片
二月廿八日	六四二〇	六七一〇
三月三日	六四七、六	六七一〇
三月四日	六四一、〇	六六一、〇

▲木材　賣行實動共に活潑なれども北海道材は着荷暴しと爲め下押一方にて當分上昇の見込なし

	相場
洋松	四十圓
同薄物	二兩増
同金口板	五十七兩
同同二等	四十七兩
北海道松角	念二兩
同栓角	念五兩牛

▲石炭　前報の如く引續き貯炭增加一方なり隨つて市況閑散にして目先弱含のみなり今二月二十日より木月一日に至る炭繰輸入高は十一隻、二萬二千九百三十噸なるが其内譯は左の如し

三井拔	七隻
三池炭	一〇、一七二
撫順炭	一〇、九七三
開灤炭	四隻
筑豐炭	一〇、七九五〇
〃	二、八五〇

尚ほ運賃は益軟弱にて若松上海間九十錢二分五厘にて取極めたる程なり

▲砂糖　市況沈靜にして記事なし長江漢口方面幾分景氣持ち直したるやにて荷動は稍好長なるも相場は不味にて左の如し

精糖	
爪哇二十五號	六兩
呂宋貳號	四兩七匁

●各種商況

▲一般商況　不相變不活潑の市況なり是と居れる其の原因は寒帶の來遲遲れ、上海の支那商人は買入の資金欠乏な來たし居る爲めなりとの事なり、上海支那銀行の準備金も頗る減少し居る爲め融通とする限度も先般より少なくなり居りその事なり、されど輸出は漸次景氣を恢復し居れり、一般に多少の景氣は示し居るものゝ如し、昨今殊に注意すべきは上海紡績の錘數なり如倍せんとするのみならず、内外綿會社も亦その工場を增築しその錘數を二倍半ならしめとするあり、その他上海附近に支那人の一大紡績工場の新設を見んとする事これなり、此の如くして上海は孟買、大阪に次ぐ東亞の紡績工場地たるに至るべし即ち明後年迄には上海には百萬錘を有するに至るべしと云ふ、又た先般香港より來電に恰和洋行の香港の紡績工場を上海に移さんとするか如きも又た著しき現象と云ふべし

▲外國棉　又々下押となり去る三月四日リヴァープールに於てマッドリンガ現物七片〇三なりしもの同五日六片九五となり、六月物七月物六片二二〇の安値を唱ふ右は昨年八月十四日六片四二迄下落せし以來の最安値とす、ペンガル物も五片となり、埃及物は片九〇にして十二月に比し一片の下落を示し居れり、又た紐育には強氣にて現物前週同樣十三仙五月物十一仙六五、又第綿十月物十一仙三〇〇を唱ふ、マンチエスター市況は不活潑なるも手堅しと云ふ

▲支那綿　週中一般に不活潑にて上海の紡績工場に買入れと外別段の取引なく、値段も下押にて四匁安なり、即ち三月四日の後場の相場は左の如し

通州物	二二〇〇
太倉物	二二〇〇
〃	二二〇〇
〃	二二〇〇
上等機械綿	二二〇五〇
〃	二二〇〇
上海物	二〇〇八〇
寧波物	二〇〇四〇

又た北市種は十一弗二十仙南市種は十弗五十仙を唱ふ

週中日本向輸出高二、二三五担にして各地への纖維出高は四、二六六九担あり、又た紐育にて取引高僅かに一千六百俵にして即ち

	俵
十六手物	一一〇六五
十二手物	一一〇八〇〇
十四手物	一一〇七五〇〇

▲日本綿絲　週中取引高僅かに一千六百俵にして即ち

	俵
十手物	一一〇六五
十二手物	一一〇八〇〇
十四手物	一一〇七五〇〇

▲倫敦銅相場　最近倫敦入電左の通りなり

	電氣銅 G、M、B	砂志片
二月廿八日	六四二〇	六七一〇
三月三日	六四七、六	六七一〇
三月四日	六四一、〇	六六一、〇

▲木材　賣行實動共に活潑なれども北海道材は着荷暴しと爲め下押一方にて當分上昇の見込なし

	相場
洋松	四十圓
同薄物	二兩増
同金口板	五十七兩
同同二等	四十七兩
北海道松角	念二兩
同栓角	念五兩牛

▲石炭　前報の如く引續き貯炭增加一方なり隨つて市況閑散にして目先弱含のみなり今二月二十日より木月一日に至る炭繰輸入高は十一隻、二萬二千九百三十噸なるが其内譯は左の如し

三井拔	七隻
三池炭	一〇、一七二
撫順炭	一〇、九七三
開灤炭	四隻
筑豐炭	一〇、七九五〇
〃	二、八五〇

尚ほ運賃は益軟弱にて若松上海間九十錢二分五厘にて取極めたる程なり

▲砂糖　市況沈靜にして記事なし長江漢口方面幾分景氣持ち直したるやにて荷動は稍好長なるも相場は不味にて左の如し

精糖	
爪哇二十五號	六兩
呂宋貳號	四兩七匁

●他社拔
輸入元
三ツ矢
製造元帝國礦泉株式會社
永井分行
電話　一五八四
平野水
サイダー
ジンジャー
オレンジ
販賣店
虹口吳淞路
宮本商店
虹口市場前
松本商店
（電話三五九七）
（電話三〇五五）

本紙定價（前金）

	銀	金
一部	十仙	十錢
一ヶ月（四部）	四十仙	四十錢
半年（二十六部）	一圓二十錢	一圓二十錢
一年（五十二部）	二圓四十錢	二圓四十錢
郵税	一本弗	一本弗
郵税	一部弗	一部弗
郵税	同四仙	同四錢
郵税	同二圓二十錢	同二圓二十錢
郵税	同四圓	同四圓

廣告料

本紙掲載廣告の料金は行數の多少掲載期間の長短に依り特に御相談可致候間御用の方は端書又は電話三〇八三に三七三三にて御一報被下度候

發行所　春申社
上海文路二二七號
電話三〇八三

編輯兼發行人　上海鞏子路二二七
電話二七三三　佐原篤介

印刷人　上海乍浦路二七六
電話一八三六　蘆澤多美次

歐亞聯絡最捷交通線

◎急行列車ハ最新式ノ一、二等
寢臺車及食堂車ヲ聯結致居候

下リ

○大連長春間急行列車
大連發（月、水曜日午後三時二十分　莫斯科行
土曜日　午後三時二十分　聖彼得堡行）
長春着、火、木、日曜日午後六時五十分

○滿鮮直通（釜山長春間）急行列車
釜山發　日、火、金曜日午後九時五十分
安東發　月、水、土曜日午後四時四十分
長春着　火、木、日曜日午後六時五十分

上リ

○長春大連間急行列車
長春發　月、水、金曜日午前七時
大連着　同　午後十時二十分

○滿鮮直通（長春釜山間）急行列車
長春發　月、水、金曜日午前七時
奉天發　同　午後二時四十分
釜山着　火、木、土曜日午後七時五十分

◎大連發、水、土曜日及大連着、水、金曜日急行列車ハ上海航路汽船ニ接續致候

歐亞連絡間ヨリ行程

大連	哈爾賓迄	二十四時間
	莫斯科迄	十日間
	聖彼得堡迄	十日間
伯林迄		十一日間
巴里迄		十二日間
倫敦迄		十二日間半

鐵道旅館
ヤマトホテル

大連、旅順、奉天、長春ニアリ
設備完全　食物精選
大連市外星ケ浦ニハ海岸ほてるアリ

電報略號(YAMATO)

大連上海航路

使用船

船名	噸數
神戸丸	三八七六噸
九二八七	七六噸

兩船共船内無線電信局アリ
大連發木、土曜日正午　上海着土、月曜日午前
上海發月、水曜日午前　大連着水、金曜日午前
上海大連共ニ棧橋繫留
速力　神戸丸十九海里航海時間三十一時間
神戸丸十四海里航海時間四十一時間

電報略號(MANSEN)

撫順炭

大連、營口、天津、芝罘、
上海、香港、新嘉坡、彼南其他東洋諸港ニ於テ常ニ潤澤ナル貯炭ノ準備アリ

南滿洲鐵道株式會社

○本社　大連市東公園町　○支社　東京市麴町區有樂町
振替貯金(大連二一九番)　電報略號(MANTETSU)